

長江流域教案と“子ども殺し”

蒲 豊彦

はじめに	265
I 1891年夏	267
II “子ども殺し”の教案史	270
III 湖北湖南のバラバラ殺人事件	275
IV 教義批判から煽動的告発へ	279
V 宣伝合戦と暴動	284
おわりに	290

はじめに

1891年の夏、長江下流の河口付近から上流の宜昌に及ぶ広い範囲で、キリスト教にたいする一連の暴動が発生した。長江流域上のこの教案は、ふたつの点できわめて特徴的だった。ひとつは、「宣教師が子どもを誘拐し、薬や銀を作るために眼をくりぬいている」といううわさが、各地でいずれも暴動の直接の引き金になったことである。ただしこれは、たとえば1870年の天津教案も同様であった。1891年の場合により注目されるのは、この謠言にくわえて、暴動が短期間にきわめて広範囲に及んだことである。そのため当時からすでに、哥老会が計画的に引き起こしたのだという陰謀説が取りざたされていた。

この長江流域教案にかんしては、基本的な史料を網羅的に提示しつつ事件の経緯を詳細に整理した矢沢利彦の研究が、現在でももっとも重要である⁽¹⁾。矢沢はこのなかで、一連の暴動が「計画的かつ組織的」であったとして哥老会陰謀説を支持しつつも、それは「推定」であるとみずから言っているように、たしかな根拠を提出することができなかった。矢沢以降の研究も同じである。最近の中国で代表的な蔡少卿の論文も、社会的な背景とし

て、西洋の汽船の進出によって哥老会の成員が生業を奪われたことを強調するものの、それがなぜ汽船会社ではなく、おもに教会への攻撃につながってゆくのか、なにも説明されていない⁽²⁾。

これらにたいして近年、謠言に着目した新たな研究が現れはじめた。まず楊念群が、19世紀後半の子ども殺しのうわさは宋代以降の民間の習俗に淵源することをはじめて明確に指摘し⁽³⁾、つづいて Barend J. ter Haar が中国の妖術およびそれをめぐる謠言についての専著のなかで、長江流域教案をより広い視野のなかに位置づけた⁽⁴⁾。ter Haar は、「明確な証拠」がないとして哥老会陰謀説を避けたうえで、子どもについての当時の謠言には宣教師への恐怖が現れているが、それはキリスト教の教義にはほとんど関係がなく、したがって暴動は「反キリスト教」、ましてや「反宣教師」とは解釈できず、宣教師はじつは妖術師、アウトサイダーとして攻撃されたのだと主張する。そしてこの点において天津教案や長江流域教案は、中国で長い歴史をもつ「子どもの誘拐」や、「臓器強奪」という文化的文脈で理解することができるとする (pp. 156、195。以下、頁数は ter Haar, *op. cit.* のもの)。

謠言研究は、Philip A. Kuhn が中国研究のなかへ本格的に持ちこんだのち、Paul A. Cohen がこの視点から義和団事件を整理しなおし、また中国では蘇萍による研究その他が出はじめており、しだいに重要な研究領域となりつつある⁽⁵⁾。こうしたなかで ter Haar は、人や、とくに子どもに危害を加えるある種の存在のうわさは唐以前にまで遡ることができ、またその恐怖を解決するためのスケープゴートがかつては魔物やまた皇帝だったのにたいして、宋以降はそれが普通の人間になったとする (p. 116)。そして天津教案や長江流域教案は、この文化的伏流のなかに位置づけるべきだというのである。子ども殺しの流言は両教案の核をなしているにもかかわらず、これまで研究者はそれに正面から取り組むことがなかった。基本的にはおそらく、取るに足らないばかげたものとして無視したのだろう。蘇萍も、謠言を主題とする研究を行っているにもかかわらず、長江流域教案を論じた部分では、その意味や役割を深く追求することなく、哥老会陰謀説を繰り返すのみである。

ただし、天津、長江両教案にたいする ter Haar の主張には、とりわけ検討を要すべき部分がすくなくとも2点残っている。ひとつは、子ども殺しのうわさ自体が、1860年代以降の各種教案のなかで変化し、いわば成長してきているにもかかわらず、その側面には注意を払っていないこと。もうひとつは、天津、長江両教案のさいの住民の恐怖は、キリスト教の教義にはほとんど関係していないというが、当時の中国人信者が実際のところどの程度まで教義を理解していたのかという問題は置くとしても、キリスト教宣教師の側自体も、中国に入るにあたって、そもそも自己の存在意義を教義面からは主張しようとしなかったように思われる点である。

後者を端的に示しているのが、1858年に中国とロシア、アメリカ、イギリス、フランスとのあいだでつぎつぎに結ばれた天津条約の条文である。この条約は宣教師との関係でいえば内地布教をはじめて認めた点で重要なものだが⁽⁶⁾、いずれの国との条約でも、キリスト教に関係した条項の冒頭で、「善を行う」もしくは「善を行うことを人に勧めるものである」と、キリスト教を簡潔に定義している。たとえばアメリカとの条約の場合、「第二十九条 キリスト教、またの名を天主教は、もともと善を行うことを人に勧めるもので、自分にたいして施してほしいことを人にたいして施すものである」⁽⁷⁾。典型的には「勸人為善」と表現されるこの概念は、近い時期では1844年に両広総督の耆英が、フランスの要請にもとづいて天主教の解禁を求めた上奏のなかで使い、これを認める上諭で道光帝が1846年にふたたび繰り返しかえたものである⁽⁸⁾。「勸人為善」は、中国側がキリスト教を認めるだけでなく、キリスト教も中国社会と妥協し、接点を持ち、自身の存在意義を主張できる、ぎりぎりの表現だったのだろう。ところが「子ども殺し」という非難は、期せずしてこの「勸人行善」とまっこうから対立する。つまり天津と長江流域の両教案は、キリスト教の存在意義そのものを正面から攻撃する要素を含んでいるのである。

本稿ではさらに、独自の新たな論点として、長江流域教案の直前に宣教師と湖南紳士とのあいだで起こっていた、印刷物による宣伝合戦を取りあげたい。それが、この広域的な教案の、より直接的な背景だったと考えられる。以下、第1節で長江流域教案直前の地域的状况を概観したうえで、第2節では子ども殺しのうわさが近代教案史のなかでどのように成長してきたのかを跡づけ、第3節では、先行研究によりつつ宋代以降の子ども殺しの習俗、もしくは謠言を整理し、第4節では、明代以降のキリスト教批判が1860年代にいたってその性格を大きく変化させ、煽動的になったことを論じる。最後に第5節で、宣伝合戦にかんする史実を明らかにし、それが広域化した要因にも触れる。

I 1891年夏

1891年の一連の騒動は、暴動にいたらなかったものも含め、つぎのように連鎖していった⁽⁹⁾。揚州（5月1日）、蕪湖（5月12日）、和州（5月15日）、安慶（5月16日）、寧国（5月18日）、Dadong（5月19日）、広徳（5月23日）、南京（5月25日）、丹陽（5月27日）、宜昌（5月末）、丹陽（6月1日）、武穴（6月5日）、九江（6月7日）、無錫・江陰（6月8日）、蘇州・呉城鎮・太姑塘（6月9日）、海門（6月20日）、南昌（6月25日）、如臯（6月26日）、杭州（6月末）、宜昌（9月2日）。このうち6月5日の武穴の事件では、西洋人2人が殺害され、これが唯一の犠牲者となった。このほか日付は不明だが、金匱と陽湖でものちに賠

償が求められたほどの被害を出している。

本節では、時間的なことを検討する。ほかでもなく1891年、もしくはそのころに以上のような教案が発生したのはなぜか、という問題である。従来の研究によれば、この直前に反キリスト教文書が大量に出回ったことや、また前述のように、汽船の進出によって職を失う労働者が出たことなどが、教案発生理由として提起されている。これにたいして ter Haar は、1891年のうわさや暴動へとつづく「ある種の恐れと緊張」が発生したのは、そのとき中国の大部分が飢饉の縁にあり、長江流域も干ばつに見舞われていたことによるという (p. 179)。しかし前近代の中国では、自然災害に起因するそうした危機的な状況はあちこちに存在しており、その程度が問題だろう。ところが1891年の干ばつにかんして ter Haar は、『教務教案檔』から史料をひとつ示すのみである。

清末の開港地の経済、社会状況をわりあい容易に、しかしある程度詳しく知ることのできる史料に、海関の「十年報告」がある。このなかで蕪湖と宜昌にかんする部分が、1891年の直前および暴動時の様子をよく伝えている。1891年の教案のなかで最初に暴動にまで発展したのが蕪湖であり、ter Haar も一連の教案を実質上蕪湖から始まったものにとらえている。まず蕪湖について見てみよう⁽¹⁰⁾。

1877年に開港した蕪湖では、周辺地域の主要な産物である米の移出量が、1885年にいたってそれ以前の最大の年の2倍となり、翌1886年には前年の景気よさから倉庫や建物が建ち、1882年の段階で人口6万人と見積もられているこの町に (p. 253。以下、頁数は Decennial Report, 1882-91のもの)、遠近から数千人が流れ込んだ。また作物の収穫は80%に落ち込んだものの、移輸出額は1885年の2倍になった。しかし1887年になると、不作のために地域全体が苦境に陥り、米の移出は54%にまで下がる。さらに1888年にはやはり米が不作で、避難民の流れが見られた。1889年には一転して回復に向かい、1890年は非常な豊作となった。1891年は蝗と干ばつがあったものの、米の蓄えもあり、中国人商人にとっては1877年の海関設置以来で最良の年のようだという (pp. 235-236)。以上をまとめれば、1885、1886年の景気が1887、1888年に一旦冷え込んだのち、1889年から回復に向かい、そのまま1891年を迎えたようである。したがって ter Haar のような経済面での不安定な状況は確認できない。

ただし、社会面に目を向けると、いくつか気になる記事がある。まず、哥老会との関係で名の知られていた Li Shih-chung なる人物が1882年に処刑され、1888年には北京号の航海士が群衆に襲撃された。さらに1890年7月には、ある村に集合していた哥老会の徒党を地方官が捕らえ、また追い払い、同年12月には太平府の火薬庫が爆発して知府が死亡した (pp. 235-236)。これらの事件が相互に関係しているのかどうかは、不明である。「十年

報告1882-91」は、このような社会不安の背後にある人の流れについて、さらにつぎのように述べている。

〔蕪湖の〕繁栄が貧しい人々をたくさん引き寄せている。かれらは船積みや貨物船、米その他の運搬、熟練工の手伝いなどで働いている。そして一般的に、どこでも“苦力”が必要とされている。飢饉と、汽船の安い運賃のために流入が容易になっており、そしていかに船によって、冒険的な男たちが季節ごとに一時的に大勢やってくる。多くは望ましい者たちだが、リーダーが必要とするときに、武装したアヘンの密輸入、汽船強盗、そして暴徒として人材の供給源となる者たちもいる。

そして1888年8月22日にひとつの危機が訪れ、こうした集団のメンバーが、仲間のひとりが北京号上で現行犯逮捕されたことに怒って、二等航海士と操舵係を上陸時に襲った。守備の団勇に救援がやってきて、無法者は追い払われた。のちにふたりが打ち首になり、秩序が回復するまで追加の部隊がここに駐屯したが、より必要性のある他所へしだいに移されると、ならず者たちが戻ってきた。⁽¹¹⁾

以上のように、周辺に飢饉的な状況はたしかに存在したが、1891年直前の蕪湖は経済的には逆に繁栄しており、それによって引き寄せられる下層労働者が、むしろ社会不安のひとつの材料になっていた。なお、1877年の開港時には4万と推定されたその人口は、1891年には7万9140人となり (p. 253)、14年間でほぼ倍増している。

つぎに宜昌について見てみよう⁽¹²⁾。宜昌は他地域に移出できるような産物もなく (p. 132)、人口もまばらで瘦せた山がちな地域のまんやかに位置するという地理的条件のため、物資の集積地としての役割は沙市に遠く及ばなかった (pp. 159-160)。そのようなこともあってか、「十年報告1882-91」には蕪湖の場合のような地域全体にかかわる経済の経年変化は記されていない。そのかわり、1891年の暴動にいたるまでの社会状況については、ある程度詳しく述べられている。まず1882年にすでに、宣教師が子どもを誘拐するという話がおもに茶館でうわさされていた。眼はくりぬかれて薬にされ、体は食われるのだという。このとき当局が布告を出し、これらの流言をすぐさま抑えにかかった。

宜昌には漢景帝廟というものがあり、1877年の開港以来、海関が使用していたが、夏にしばしば住民が雨乞いに押しかけていた。その最初のものが1884年7月で、500人ほどがやってきて窓ガラスをいくつかこわし、似たことが3、4回起こった。そして1891年の春はことさら乾燥して5月になっても雨が降らず、雨乞いにやってきた村人が宜昌の乱暴者といっしょに漢景帝廟の海関に乱入する。6月には排外感情の波が下流から宜昌に到達

し、攻撃的なピラや脅迫がたくさん現れ、6月21日（旧暦五月十五日）に襲撃するという計画が、茶館やアヘン館で公然と語られていたが、当局が強力に抑えた。そののちフランスの砲艦が6月から7月にかけて寄港しているあいだは、突然静かになり、それが8月中も続く。そこで9月2日の外国人襲撃は、まったく不意を突かれたものだったという（pp. 144-145）。

このように、宜昌の場合は暴動の直前に干ばつによる社会不安があり、ter Haarの説がよく当てはまりそうである。また1882年のコレラ、1883年の熱病、1890年のマラリア、インフルエンザと、疫病も続いていた（p. 147）。ただ、6月から8月にかけて静まっていたものが、なぜ9月2日に突然暴発したのか。ここで蕪湖に戻ってみると、暴動の直前にはここでも、排外暴動によく先行して現れるはずの謠言が見られなかったという（p. 257）。宜昌の場合と同じであり、研究者はこれまでこうした事例から、暴動は何者かが、具体的には哥老会が組織的に計画したものだろうと考えてきた。この可能性は、たしかに無視しがたい。しかしすでに見たように、その証拠を捜しだすことは容易ではなく、また、ter Haarのいう飢饉や干ばつに起因する社会不安も、蕪湖と宜昌では様子が異なるように、一律に適用することができない。本節では蕪湖と宜昌というわずか2カ所の史料を検討したのみだが、次節では一旦1891年から遡り、1860年代から長江流域教案にいたるまでの子どもの誘拐、殺害にまつわる謠言とそれに誘発された教案とを、時間を追って整理する。

II “子ども殺し”の教案史

1891年の長江流域教案は、典型的にはこのように展開した。まず、宣教師が子どもを誘拐して、薬を作るために眼をくりぬいている、といううわさが広まる。そのため教会の施設のうち孤児院（育嬰堂）がとくに疑われる。そのようなとき、たまたま子どもが孤児院に連れて来られるのが目撃されるか、もしくは教会との関係が疑われる子どもの死体が発見され、住民が騒ぎ出して暴動にいたる。

ter Haarは教案としてはおもに1891年の長江流域教案を論じたのみだったが、それではこうした子ども殺しのうわさは清末の諸教案のなかで実際にどのような位置を占めているのだろうか。統計的な処理によってこの点をいくぶん明らかにしたのが陳銀崑と蘇萍である。陳銀崑は19世紀後半に中国各地で発生した教案を全811件収集し、さまざまな角度から数量化分析を試み、教案の原因を「価値観の相違」や「社会秩序問題」など7つに大別したのち、「不明」も含めてさらに全41に細分している。そのなかでもっとも大きな割合を占めているのは、宣教師や信者の「行為囂張」、すなわち態度の横暴さである（11.42%）。

「その他」を除き、これに住民と教民の不和から生じる誤解（7.38%）、教会の借地、土地購入をめぐるもめ事（7.38%）、利益を求めての教会への略奪（6.53%）、などが続く。これらに比して「迷拐幼児」とそこから派生する「育嬰堂」をめぐる騒動は、計2.32%である⁽¹³⁾。

一方、蘇萍は、事件後の諸外国との交渉が1年以上続き、教案の内容がある程度明らかになったものに絞って、全344件を抽出した。その分析によれば、「謠言」に起因するものが58.7%を占め、そのうちさらに子どもの誘拐、殺害にかんする「采生折割」が23.76%を占めるといふ（全体の約13%）。それに続く「誘姦婦女」は大きく割合が下がって9.90%である⁽¹⁴⁾。陳銀崑の研究とは分類法が異なり、またその結果もかなり食いちがい、数量化のむずかしさをあらためて感じさせる。さらに、ほとんどの教案はおそらく複数の原因がからみあっており、画然と分類するのはむずかしいだろう。しかし、蘇萍の研究は、教案におけるデマやうわさの重要性をあらためて指摘したのものとして評価できる。なお蘇萍のいう「采生折割」とは、もともとは子どもに限らず、宗教的な目的などで人を殺してその臓器を奪う行為を指し、中国に古くからある言葉である。とくに子どもをめぐるこの謠言が広まり、それを引き金として暴発した最初の大規模な教案が1870年の天津教案であり、それに続くものが、1891年の長江流域教案だった。

陳銀崑と蘇萍は教案の原因をさまざまに分類したが、それらの各項目が時間的にどのように変化したのかについては、課題として残された。『教務教案檔』『清末教案』などの教案関係史料集をみるかぎりでは、このうちまず「眼をえぐる」話題が先行して現れる。江蘇省の松江府城で、カトリックが土地の返還を要求して紳士がそれに反対するという、よくあるパターンの争いが発生した。これに対処するため、両江総督の陸建瀛らが、中国人信者や宣教師の活動範囲を限定する「内地民人習教章程」を起草して、上奏した。そのなかに、中国人がカトリックを学ぶことは罪に問わないが、「もし婦女を誘惑して汚し、病人の眼をだまし取り、またはそのほかの罪を犯せば、それは不法行為であり、例のごとく処理する」とある。咸豊元（1851）年のことである⁽¹⁵⁾。上奏文には、松江でこのようなうわさがあったという記述はなく、またこの一文は、嘉慶十六（1811）年に『大清律例』に取り入れられ同治九（1870）年に削除されることになる条文（後述）を指しているものと思われる⁽¹⁶⁾。したがって、陸建瀛らの「章程」は、『大清律例』に依拠しつつ、もしこのようなことがあれば云々と、仮定の話をしたのだろう。なお、『大清律例』も「内地民人習教章程」も、子どもには言及していない。

「眼をえぐる」謠言が明確にキリスト教への攻撃に使われるのは、1862年の江西省南昌でのことだった。同年3月に同地で教会打ち壊し事件が起こるが、前月の2月にはすでに「湖

南閩省公檄」という掲帖が町中に張りだされており、この事件は直接にはこの種の掲帖が起因となっていた⁽¹⁷⁾。このとき江西巡撫の沈葆楨が軍機処へ送付したことによってはじめて明らかとなるこの「湖南閩省公檄」には、「男女を分けずとともに裸となって湯浴みをし、羞恥心がない。胸を裂き眼をえぐり、遺体を牛や羊のようにする。薬をあたえて精を抜きとり、子どもを虫けらのようなものにする」とあり⁽¹⁸⁾、また同時に添付された「天主教十害公檄」には、「この教えには子どもの精を抜きとるものがあり、10歳以上〔下〕の男の子を騙して、……信者がまさに死のうとしているときは、……実はまだ息のあるうちにその眼をくりぬき、その心臓を切り裂き、彼の国で偽の銀をつくる薬とする」とある⁽¹⁹⁾。「天主教十害公檄」がもともとどこで作成されたのかは不明だが、南昌に流布したこれら2種類の文書のなかに、このように「眼をくりぬく」と並んで「子ども」が登場してくる。また、「銀を作る」というのは、魏源の『海国図志』（1842年初版）に現れているものである。『海国図志』は同時に、『大清律例』にもとづくと思われる「婦女を誘惑して汚し、病人の眼をだまし取る」という一文も含んでいる⁽²⁰⁾。したがって、これらふたつの「公檄」は、『大清律例』というよりは、『海国図志』もしくはそれと同系統のうわさに、子どもの要素をさらに付けくわえたものといえよう。ただし、両者は分離したままである。

さて、南昌では、宣教師がやってきてまだ3カ月にもならず、強いて人を入信させることもなく、また、祭りの割当金をめぐる争いなどもなかったという。騒動の発端は、宣教師がはじめてやってきたとき、女の赤ん坊を十余人連れ、またほどなく男女の赤ん坊十余人をさらに連れてきたが、乳を与えるような者もいなかったことにある。ちょうどそのようなとき、「湖南公檄」のなかに「采生折割」とあるのを見て、確認しようと人々が教会に押し寄せ、騒ぎになった。そして教会のなかで、血の塊や、骨一包みのほかに、長さ3、4寸の銅管が1本見つかり、この銅管が、眼をくりぬくときに使うものだと言いふらされることになった⁽²¹⁾。したがって、1862年3月の南昌での教会打ち壊し事件の際に、「剜眼」と子どもについてのうわさがはじめて結びつき、「宣教師による残虐な子ども殺し」という流言がほぼ成立したと考えてよいだろう。

宣教師と子どもと言えば、教会の孤児院（育嬰堂）がすぐに疑われることになる。恭親王が1862年に上奏文に添付した「照会」のなかで、フランス公使クレツコフスキー（Michel Alexandre Kleczkowsky）がすでに育嬰堂について弁明を試みている⁽²²⁾。また湖南の岳州では1863年に、宣教師がやってきて育嬰堂を建てて嬰兒を収容しようとしたところ、住民の間で議論が沸騰し民心が沸きたつ出来事があった⁽²³⁾。この時期はまた、江西、湖南では教堂を焼きおとす事件がつぎつぎに起こり、ほとんど対応の暇がない状況だった⁽²⁴⁾。

以上を整理すれば、『海国図志』的な「眼をえぐる」流言にたいして、1862年にいたって「湖南闔省公檄」がさらに子どものうわさを付けくわえ、このふたつの要素が江西の教案のなかでひとまず合体し、このころ同時に育嬰堂への疑いも生みだされたと言えよう。ただし、これらのうわさがその後つねに一組になって出現するわけではない。

こうした状況のなかで、このころ本格的な反教文書が登場する。『辟邪紀実』とその簡略版『辟邪実録』である。教案関係の檔案のなかでこの書物のはじめて言及されるのは1863年7月のことであり、湖南では「今秋の省試にあたって各紳が闕邪実録の一書をこしらえ、街で伝え合い、これによって謠言が起り、天主教を邪匪と呼んで、かならず殲滅しようとしています」という⁽²⁵⁾。ただし、跋文によれば『辟邪紀実』が印刷されたのは1862年であり、また内容に湖南省での伝聞が多く含まれることから、やはり湖南省で編纂されたものと考えられる。

『辟邪紀実』には、宣教師が女性信者を姦淫していること、その月経の血を飲み、また顔に塗っていること、女性の子宮、男性の辮髪、子どもの腎臓、脳髄を取っていること、人の目玉で薬を作ること、男色にふけていることその他が繰り返され、煽動的な誹謗中傷に満ちた奇書というべきものである。1861年の作成と推定されている「湖南闔省公檄」と比較すると⁽²⁶⁾、とりわけ重要な部分で相互に異同があり、両文書は湖南省で別々に作られたもののようである。だが、こののち長江流域教案前後にいたるまでの宣教師をめぐるさまざまな煽動的中傷は、内容的にはほとんどこの両者にすでに尽くしている。つまり湖南省で1861年から1862年にかけて、その後の中傷的謠言を規定する文書が一挙に出現したといえよう。なお、『辟邪紀実』では「子ども」と「眼をくりぬく」ことが、ひとつの話になっている部分がある⁽²⁷⁾。これが前述の江西府城の事件を踏まえているかどうかは不明だが、「子ども殺して眼をくりぬく」うわさが、1862年までに成立したことの傍証にはなるだろう。

こののち、1864年には直隸広平府の4つの城門と各通りに「湖南闔省公檄」が張りだされ⁽²⁸⁾、1866年には南京で教会の土地返還問題が持ちあがった際、宣教師が紳士に会いにゆくと、紳士は土地のことには触れず、「天主教には眼をくりぬくという話があるが、本当か」と尋ねるばかりであった⁽²⁹⁾。この年にはまた江西省でふたたび「湖南闔省公檄」が貼りだされた⁽³⁰⁾。そして1868年には第一次揚州教案が発生する。これはフランス人宣教師が前年に孤児院を設置したのち、「肉を裂き脳を取り出す」という謠言が広まっていたところへ、この年の6月になって、孤児院の者が赤ん坊の遺体を空き地に埋葬しているのを住民に目撃されたことが、暴動の直接の契機となった。そしてフランス人宣教師ではなく、まちがってイギリス人のテイラー（Hudson Taylor）の教会が襲われ、焼き落とさ

れた⁽³¹⁾。このとき、「教士は耶蘇教匪であり、死にかけた人がいれば眼をくりぬき、その育嬰堂は子どもの肉を食うために設けたものだ」といった内容のビラが町中に張りだされていたという⁽³²⁾。この揚州教案は1862年の江西教案とおなじパターンであり、背景にたとえば土地返還をめぐる争いなどがあったわけではなく、謠言がいわば一人歩きを始めていたことがわかる。蘇松太道の応宝時が「湖南閩省公檄」と『醒心編』を示して、「現在、淮安、揚州、鎮江、寧波の民があちらこちらで伝教士と対立しているのは、すべてこの書によって起こったものです」と述べた状況である⁽³³⁾。うわさはさらに、南陽（1869年）⁽³⁴⁾、広州（同年）⁽³⁵⁾、大名府（1870年）⁽³⁶⁾、南京、江寧府（同年）⁽³⁷⁾ などでも確認されたのち、ついに1870年6月の天津事件にいたる。

天津事件では、子どもをめぐるうわさに新たな要素が付けくわわった。誘拐である。宣教師が子どもを誘拐しているという話そのものは、すでに『辟邪紀実』に見えており、また1866年の江西省の掲帖「贛州閩郡士民省公檄」⁽³⁸⁾、1868年の揚州の掲帖⁽³⁹⁾、1869年の湖北省天門県の流言などにも現れていたが⁽⁴⁰⁾、1870年の天津事件にいたって重大問題となった。事件が発生するのは6月21日であるが、三口通商大臣崇厚によればその直前、「天津一帯は夏に入って以来、干ばつがはなはだしく、人心が落ちつかず、民間では謠言がきわめて多く、薬で迷わせて幼児を誘拐するとか、義塚に幼児の死体が打ち捨てられているとか、その死体はみな教会が捨てたものだとか、さらには、天主教は眼をえぐり胸を裂くと言うものがあり、うわさが飛び交いましたが、確証はありませんでした」という⁽⁴¹⁾。

時間的な前後関係ははっきりしないが、このころ、さらにつぎのような事態が相次いだ。まず旧暦五月に、カトリックの病院から運ばれたという30から40個の棺に入った遺体が川岸で発見され、大きな騒ぎとなり、1週間のあいだ毎日数百人以上が見にきた。そしてこの遺体が「薬を作るために内蔵を取ろうとして子どもたちが誘拐され殺されたのだ、というほかのうわさと結びつき、……」⁽⁴²⁾、6月6日（旧暦五月八日）には、張拴と郭拐という2人の「誘拐犯」が逮捕され⁽⁴³⁾、まもなく知府が、2人をすでに処刑したことを告げ、かつ誘拐にたいして警告を発する布告を出す。しかしこの布告は、かえって人々をさらに興奮させるものとなった⁽⁴⁴⁾。なぜなら、犯人の自白として、たしかに「薬を使って子どもを誘拐した」こと、こうした悪党が雇われてあらゆる方角に潜んでいること、「〔犠牲者の〕脳、心臓、眼などがぬきとられて、薬に調合される」こと、などを「公表」したからである⁽⁴⁵⁾。つまり子どもを誘拐して眼などをぬきとる犯人はたしかに存在しており、いまもここかしこに潜んでいることを、行政の最高責任者が認めた。つづいて十七日か十八日には、さらに武蘭珍という19歳の「誘拐犯」が捕らえられた⁽⁴⁶⁾。こうして、普段は静かな天津の街で、教案発生の数日前から、カトリックの仁愛会の建物や領事館の付近が騒

然となり、修道女が子どもたちの眼を裂きとったのだと言いたてられた⁽⁴⁷⁾。そして、6月21日（五月二十三日）には、フランス領事フォンタニエとその随行員が殺されたのを皮切りに、最終的にはフランス人宣教師、修道女、外国人居民など合わせて21名が殺害される大惨事となった。そして25日までにはすべてが収まり、人々は仕事に戻りはじめた⁽⁴⁸⁾。

そののち7月には江蘇巡撫の丁日昌が「各省で、誘拐犯が教堂にかかわっている事件があり、内外の人心がざわついています」と述べて、南京、江寧などに流布する「薬で迷わせて誘拐する」といううわさを取りあげ、さらに谷主教の照会を引用して、それらの誘拐犯は多くが天主教堂の者で、誘拐した子ども、取り出した眼や腎臓は、教堂に売り渡して薬を作ると言っているという。またおなじく谷主教によれば、「現在、本省の各府、州、県では告示を張りめぐらし、近ごろ匪類が子どもを迷わせて誘拐し、眼をえぐり腎臓を裂き、上海に転売しており、教え諭して捕らえる、としております」という状況だった⁽⁴⁹⁾。つまり、天津事件ごろを境に、宣教師と子どもをめぐる流言に「誘拐」という要素が分かちがたく結びつき、孤児院の子どもが被害を被っていると同時に、誘拐犯が迷薬を使って子どもを誘拐し、それを宣教師に売り渡し、宣教師はその子どもの眼をえぐって銀を作るための薬を調合する、という典型的な「宣教師による子ども殺し説話」が、ほぼ成立した。またその際、谷主教が言及しているように、天津事件の場合と同じく、たんに出所不明の民間の流言のみならず、官側の告示も大きな役割を果たしたと考えられる。

Ⅲ 湖北湖南のバラバラ殺人事件

子どもの殺害および眼のくりぬきをめぐる流言は、直接的には1861、1862年ごろに湖南で作成された「湖南閩省公檄」や『辟邪紀実』に触発されたものだろう。しかし基本的には、ter Haarも指摘するようにさらに過去へと遡ることができる。本節では、この背景を整理しておく。

人の臓器もしくは器官のこのような切り取りは、伝統的には「采（採）生折割」と呼ばれ、しばしば「殺人祭鬼」のなかで行われた。采生折割は清律でも、「生きながらに耳や眼、臓腑の類を取り、その四肢を切断することをいう」ものであり、「人を殺して妖術をなして人を迷わせるものである」と説明され、凌遲に処せられる重罪であった⁽⁵⁰⁾。この習俗もしくは犯罪にかんしては、はやくに台静農、沢田瑞穂、河原正博、宮崎市定などが史料を博搜してその歴史と実態とを整理し⁽⁵¹⁾、これらの研究によって、おおよそつぎのようなことが明らかになった。

①この習俗は湖北、湖南、四川でとくに盛んだった。

②宋代の記録にはじめて現れ、南宋、元で盛行し、明代以降に次第に衰退した。

③犠牲者の多くが女性や子どもであった。

④蛮夷との関係を示唆する史料がある。

典型的な史料をすこし紹介しておこう。「邪悪な殺人祭祀は、湖北がもっともひどく、その鬼神を稜睨神という」⁽⁵²⁾、「湖南湖北両路の風俗は、閏月の年になるたびに、その前に子どもを盗んで殺し、淫祠を祭る。これを採生という」⁽⁵³⁾、「湖外の風俗では、人を使って神を祭り、そのたびに子どもや婦女から生きながらにして眼をえぐり、耳や鼻を切りとり、穴に落として熱湯を注ぎ、皮膚は全身ただれてしまう。おそらく人間を売る者たちが、子どもや婦女を誘拐して湖の南北に連れて行って売り、大きな利益をむさぼっているのである」⁽⁵⁴⁾。これらの記述から、湖北や湖南、子どもと婦女、眼、誘拐などの要素を見とることができる。ただし切り取る部分は眼、耳、鼻にとどまらず、「麻縄で両手両足をしばり、頭の後ろを打って殺し、短刀で腹を裂いて心臓、肝臓、脾臓、肺臓を取り出し、左右の眼をくりぬき、両手の十本の指、両足の十本の指を切りおとし、紙銭、酒物をもちいて雲霄、五岳などの神を祭る」というように⁽⁵⁵⁾、体のあらゆる部分、そのなかでも内臓がよく使われた。さらに清代には、「人の臓腑や妊婦の胎児や処女の元紅の類をえぐり」など、より陰惨であやしげな物に及び、「あるいは児童を誘拐し、その五官百骸をあぶり、薬を調合して神医が人体の各疑〔?〕の働きを治療する。これもまたひとつの術である。さらに、薬で妊婦を深山に迷わせ、腹の胎児を取り出してあらゆる強壯の薬とする、これもまたひとつの術である」というように⁽⁵⁶⁾、祭鬼にとどまらず、強壯薬としても使われたことがうかがえる。また嬰女の精髓を吸うという史料も見えるが、これも薬にしたのだろう。

さて、殺人祭鬼にかんする史料のなかには、「湖北の溪洞が人を用いて鬼神を祭り、蠱毒を作るのを禁ずる」⁽⁵⁷⁾、「邕州管下の官吏は賄賂を受けて人身売買人を滞在させており、かれらは良民を誘拐して、奥深い溪洞に売る。……平民は蛮洞に連れて来られると、奴婢にされるだけでなく、また殺して鬼神を祭る」など⁽⁵⁸⁾、溪洞（峒）との関係を示すものが散見する。溪洞とは中国西南の苗族、瑤族、獯族などのことである。ここから台静農や河原正博は、この習俗がもともとはこうした少数民族のものであった可能性を、また宮崎市定はその起源が西域にあった可能性を、それぞれ示唆した。源流の探索はともかくとして、この習俗が東南アジア、すなわち海外にもあったとされていることは注目される。元代の汪大淵の海外地理書『島夷志略』は東南アジアの占城について、「年の上下の元日〔正月十五日と十月十五日〕には人を放って人間の胆をとり、官家に売る。官家では銀でそれを売り出し、胆で酒を整えて家のものといっしょに飲み、全身が胆になったとする。こう

して人を畏れさせ、また悪疫にかからなくなる」と述べ⁽⁵⁹⁾、またおなじく「八節那間」について、「その俗は邪を尊び、湖北の澧州と風俗が同じである。……一年のうち三カ月は、人々は采生して鬼神を祀ってねぎらい、そうすれば禍が起こらないと信じている」とする⁽⁶⁰⁾。つまり、溪洞や東南アジアの「蛮夷」が「采生」を行っているのであり、これがやがてフランスやイギリスなどの夷人と入れ替わってゆくのは、それほど不自然ではないだろう。

楊念群は以上の習俗を19世紀後半の流言と直接結びつけたが、ter Haar はもうすこし丁寧に関係を跡づけている。ter Haar によれば、カトリック最初の中国宣教師となったマテオ・リッチがそもそも、商売もしないのに聖堂を建築できるような銀をもっていったため、周辺の住民から錬金術師と見なされていた (p. 158。以下、頁数はter Haar, *op. cit.* のもの)。さらに下って康熙時期の1703年にイエズス会宣教師が送付した書簡によれば、江西省撫州に、「宣教師は病人たちの眼を抜き取り、それで望遠鏡を作ろうとして油をもってやってくる」といううわさがあった (p. 159)。これは、大病を患った女性が最後に洗礼を受けたいと夫に懇願し、宣教師を呼ぶことになったが、それを聞きつけた僧侶たちがその夫に、「宣教師のことについて無茶苦茶なことを散々に述べ」たときの言葉だった⁽⁶¹⁾。こうして、18世紀初頭までには、すでに銀と眼とが宣教師に結びつけられていた。

ter Haar は見過ごしているが、じつは誘拐にかかわる要素も、このころまでに宣教師と関係しはじめている。その前提として、当時の中国における捨て子の問題があった。おなじくイエズス会神父の1703年の書簡によれば、北京では「毎朝路上に遺棄される子供への洗礼はたいしたものです。……北京の人口は数えきれないし、また子供が多すぎると思うものは自分の子供を路上や公共の場に捨てることになんのためらいももたないからなのですが……」と説明したうえで、毎朝伝道士を各地に派遣して洗礼を施しているという。こうして毎年遺棄される子どもが2、3万で、そのうち洗礼を施されるものが約3000人だった。一方で、「政府は毎朝車を送って街々を巡らせ、息のある子供たちを集めてこれを病院に運ばせ」ていた⁽⁶²⁾。

イエズス会では、たんに街を回って捨て子に洗礼を施すだけでなく、1719年から、政府の育嬰堂の管理人に話をつけ、死にそうな子どもがいれば教会に連絡し、洗礼をうけさせるようにした。ところが、このとき子どもを教会まで連れてくる乳母に「なにがしかの金」をあたえることにしてしまった。さらに最初から教会が引きとる場合も同様で、そのため「かつては棄児を探すために、かれらが棄てられている場所までひとをやらなければなりませんでしたが、いまでは逆に非信者たちはかれらの骨折りが報いられるので、自分たちの方から子供をわれわれのところへ運んで来ます」という⁽⁶³⁾。報酬目当てにあえて

誘拐まで行う者たちが現れるのは、もはや時間の問題だろう。こうした報酬が19世紀にどの程度支払われていたのかは明確にできないが、イギリス代理領事レイが天津教案発生の前日にウェード公使に送ったつぎの書簡は、きわめて注目すべきものである。「外国人にたいする住民のつよい敵意が、今ここに存在していることは疑いありません。それはしばらくの間くすぶってきたもので、いま暴発しようとしています。仁愛会の修道女たちが子どもを買い取るなどしていることは、非常に愚かなことです。彼女たちは邪悪な目的のためにそれをしているのだという、かつてのうわさが巻き起ってきています」⁽⁶⁴⁾。金を目当てに子どもを誘拐して教会に連れてくる者が実在した可能性は、十分に考えられる。

清代にいたって、宣教師が眼をくりぬくことにはじめて言及した中国語の文書は、ter Haar も指摘するように梁章鉅『浪跡叢談』に収録されている呉徳芝「天主教書事」である。呉は、「雍正二〔1724〕年」に宣教師が追放されたことを喜んで、この文書を書いたのだという。おそらく雍正元年十二月に出された雍正帝の禁令のことをいい、この文書自体はこののちほどなく書かれたものと思われる。そこには、「男女が堂のなかに集まり、門を閉じて経を唱え、暗くなってから散会する。病気になると、……婦女もまた裸で治療を受ける。……葬儀の際に死人の眼をくりぬき、錬銀のための薬を作る。生前に銀四両をあたえたのは、まさにこのためである」とある⁽⁶⁵⁾。「銀四両」とは、入信のときにあたえられるとされるお金のことだろう⁽⁶⁶⁾。

呉徳芝「天主教書事」に続くものが、さきにも触れた、嘉慶十六（1811）年に『大清律例』に取り入れられ、同治九（1870）年に削除されることになる条文「或符咒蠱惑誘汚婦女、並誑取病人目睛等情、仍各從其重者論」である。これは法令に入ったという点できわめて重要だが、ter Haar は言及していない。以下で、唯一の専論である支強の研究にそいつつ、すこし紹介しておきたい⁽⁶⁷⁾。ことの起こりは嘉慶十六年正月初九日に陝西扶風県の知県が天主教徒の張鐸徳を逮捕したことにあった。これは時期が良くなかった。そもそも嘉慶帝は雍正、乾隆期の禁教政策を継承していたが、嘉慶十（1805）年に大規模な教案が発生したことにより、政策をより厳格なものにしたばかりだった。ところが張鐸徳の事件を通して、依然として布教が行われていることが明らかになったのである。このとき陝西道監察御史の甘家斌が布教取締の法制化を求める上奏を行い、そのなかの一文「且聞該教能以符咒蠱惑、誘汚婦女、誑取病人目睛」もそのまま『大清律例』に入ることになった。呉徳芝「天主教書事」の場合と同じく、婦女と眼とが問題にされている。これにつづく魏源『海国図志』（1842年初版）では、さきに見たようにやはり同じく女性と眼と錬銀が取りあげられている。

以上では、「采生折割」「殺人祭鬼」にかんするさまざまな事象が19世紀の流言へどの

ように結びついてゆくのか、1840年代までをたどってきたが、最後にもうひとつ触れておかねばならないことがある。それは、この段階でも依然として、湖北、湖南、四川およびその周辺地域が顔をのぞかせているという事実である。1703年にイエズス会宣教師が報告した「人の眼をくりぬいて望遠鏡を作る」といううわさは、湖北、湖南に隣接する江西省のものであり、『浪跡叢談』によれば、「天主教書事」の著者・呉徳芝は湖北省黄冈の人だという。嘉慶十六年の上奏になぜ婦女や眼の件が入っているのか、張鐸徳事件を報告した檔案にはそのような文面は一切見当たらず謎であるが⁽⁶⁸⁾、この上奏を行った陝西道監察御史の甘家斌は四川の出身である。また魏源は湖南の人であり、1860年代初頭に現れた「湖南闔省公檄」と『辟邪紀実』も湖南省で作成されている。これらは偶然ではないと思われる。この地域には、おそくとも宋代には為政者によって探知された「采生折割」「殺人祭鬼」という習俗があり、明代以降、それがとりわけ同地域人によって宣教師批判のなかに持ちこまれたのだろう。

IV 教義批判から煽動的告発へ

魏源『海国図志』に続いて眼をえぐることにかんする流言を記載したのが、1861、1862年に現れた「湖南闔省公檄」と『辟邪紀実』である。従来とは比べものにならないほど激烈なこれら両文書が、この時期に、しかも湖南に出現したことについては、佐々木正哉による教案研究が参考になる⁽⁶⁹⁾。佐々木にもとづいて背景を整理してみよう。1858年に締結された中仏天津条約には、旅券を携えて内地に入る宣教師は地方官が保護しなければならないと定められ、この条約が批准されるのが1860年であった。フランス人神父は以前から中国各地に潜入して活動していたが、それは違法状態であり、この条約によってはじめて公然と布教ができるようになる。『中西紀事』によれば、このとき湖南でつぎのようなことが起こったという。「フランス人は旅券を申請すると、伝教士を各省に派遣し、楚の地にも及ぼうとしていた。楚南の長沙、湘潭一帯では、伝教の姦民がそれを自慢しあって、うっぶんを晴らしふたたび日の目を見るのだと考えた。楚の紳士たちはそれを知って苦々しく思い、そこで公檄を書きあげ、天主教を論難し、……」⁽⁷⁰⁾。

ここで実際の宣教師の動きを見てみると、天津条約批准の約1カ月後（1860年12月）には、はやくもフランス人宣教師のドラマールが、すでに潜入していた宣教師のための旅券27通を携えて西南方面へ向かった。貴州の貴陽では、翌年4月にこの旅券が到着すると、主教フォリは「正装に威儀を正し、紫呢の大轎を連ね、多数の侍従を従えて街頭を行進し、督撫司道はじめ諸官に謁見しようとした」⁽⁷¹⁾。これが提督田興恕らを刺激し、教会弾圧事

件となる。また江西では、主教のアノーがやはり旅券を携えて1862年1月に南昌へ入り、さきにも触れたように2月には「湖南闔省公檄」が張りだされ、3月には教案となる。また湘潭では、すでに潜入していたスペイン人のナヴァロが、すぐに教堂の再建に乗りだしたが、同年4月には完成間近で群衆に焼きおとされた。上にあげた『中西紀事』の一文は、このような情勢のなかで「公檄」が書かれたというのである⁽⁷²⁾。

天津条約は、沿海部の諸港に加えて漢口と九江の開港を定めており、長江がいよいよ開放されるという点できわめて重要な条約であった。だが、おなじく佐々木によれば、沈葆楨や劉坤一が伝教の弊害は通商よりも大きいと考えていたように、当時は開港の意味がまだあまり理解されておらず、この新条約下において「中国人の排外感情を最も刺激したのは宣教師の内地伝道」であり、かれら有力官僚の「最大の関心は体制教学たる儒教の擁護」にあった⁽⁷³⁾。さらにとくに湖南にあっては、太平天国とのかかわりが注目される。湖南は、湘軍によってとりわけ果敢に太平天国軍に抵抗した地域だが、この太平天国がそもそもキリスト教を名乗っており、1862年の掲帖と推定される「湖南逐異類公呈」によれば⁽⁷⁴⁾、太平天国時には教民の横暴が見られた。これが事実とすれば、『中西紀事』がいう天津条約批准後の長沙、湘潭一帯の教民のおごりや、また主教フォリによる権威の誇示などは、太平天国時の状況の再来と受け取られたことだろう。以上が佐々木の研究の要約である。すくなくとも1861、1862年に「湖南闔省公檄」と『辟邪紀実』が現れたのは、天津条約の批准と、それにとまなう宣教師の本格的な流入に刺激されてのことと考えられる。

この両文献は、中国のそれまでの反キリスト教文書の性格を大きく転換させる内容となっている。これ以前の代表的な反教文書としては明末清初の徐昌治『破邪集』(1640年序)と楊先光『不得已』(1665年)をあげることができるが、これらはおもに儒教の価値観から西洋の学術や天主教の教義を批判している。たとえば、「天主が世を救おうとするなら、どうして聖人を生みだして天の道を行わせて救わず、みずから苦しんで釘に打ち付けられて死ぬ必要があるのか」⁽⁷⁵⁾、「天主が人を造ったのなら、盛徳至善の人を造り、人類の祖先とすべきであった。……どうしておごり高ぶって悪をなすアダムを造り、子孫に代々禍を残すのか」⁽⁷⁶⁾など。まさに ter Haar のいう教義批判である。

ただし、かなり抽象的な言葉をつらねており、天主教は邪教、左道であるという議論についてみても、せいぜいつぎのように言うのみである。「水を注ぐことを、聖水を注ぐといい、油を塗ることを、聖油を塗るという。これはお札や呪水のことでないか。毎月、房、虚、星、昴、大小瞻礼などの日には、いずれも深夜に集まって明け方に去るのは、“夜集まって暁に散ずる”ではないのか」⁽⁷⁷⁾。“夜集まって暁に散ずる”というのは邪教の行動にかんする決まり文句である。このほかには女性をめぐる礼節上の問題がしばしば指摘される

が、「祖先の位牌を祀らず、男女が入り混じって隔てがない。これほど理性を失い倫理にもとることはない」⁽⁷⁸⁾、「油を塗り水を注ぐことにいたっては、婦女もみなそのようにするが、風俗破壊の極みである」などと言うにとどまる⁽⁷⁹⁾。後者についてすこし説明を補うと、ドミニコ会が、イエズス会の神父たちを批判するなかで、女性の耳、口、胸元、頭などに洗礼を施していないと指摘したとき、イエズス会側は、「中国人のあいだでは、女性の胸元を人前にさらし、腕や口に触れるのはきわめて異例でみだらなこととされる」と反論した。1630年代のことである⁽⁸⁰⁾。イエズス会は、これが中国の習慣に反することをはっきりと知っており、こうしてまもなく典礼問題にいたることになる。

描写がもうすこし煽動的かつ具体的になるものとしては、「かの夷人の残忍なことは甚だしく、しばしば10歳以下の子どもをさらい、煮て食う。ひとり連れてくれば百文で、そのため不良どもが取引をし、広東の人たちはみな恐れおののき命の保証はない」がある⁽⁸¹⁾。また、国外の事例をつぎのように紹介している部分がある。「〔天主教は〕説が誤っているうえに、邪術を利用している。国内で死んだ者はすべて巴礼〔神父〕の院内に埋めて50年待ち、その骨を取り出して焼き、さらに妖術を加えて油と水を作り、5つの院にわけて貯蔵する。その院に入る者には、油を額に塗る。するとその人はほんやりとして従順になる。今わが華人はそれを悟らず、聖油、聖水と思っているのだ」。さらにルソンの事例として、「すでに嫁いだか否かを問わず、容色のあるものを選んで、あるときは罰として院内を掃除させ水を汲ませ、あるいは罰として院内で寮氏〔イエス〕に仕えさせるが、それは巴礼に姦淫させるのだ」⁽⁸²⁾。

『破邪集』と『不得已』の段階では、煽動的な告発は、ほぼこれらふたつのみであり、大部分は抽象的な哲学的批判である。ところが1860年代初頭の「湖南闔省公愾」や『辟邪紀実』などにいたると、『辟邪紀実』が楊光先の「辟邪論」上下編⁽⁸³⁾を収録していることから分かるように、哲学的批判の部分を引きつぎながらも、煽動的告発の部分が非常に多くなっている。つまり、明末清初の反キリスト教文書に比べ、内容の比重が大きく移動し、ほぼ半々になったと言ってよい。より本格的な『辟邪紀実』について見てみると、過激な部分はずぎの3種類に分類できる。

①性的淫乱

神父による女性信者への姦淫、男性信者への男色、そのための幼児期からの肛門拡張、女性の月経の血を飲み、顔に塗ること、西洋人の女性から中国人男性への虐待、信者の家族間での乱婚、媚薬、房中術。

②身体への危害

信者や子どもの心臓、肝臓、腎臓、腸、眼、耳、鼻、女性の乳房、子宮、胎児、紅

丸、男性の辮髪などの切り取り、子どもの脳髓の吸い取り、これらのための誘拐。

③妖術

錬金術、人を殺してイエスを祀ること、毒気、蠱毒のばらまき、魂のかすめ取り、紙人紙馬、迷薬、空中飛行、これらのための誘拐。

特徴をすこし挙げておくと、抜き取った眼球の使用法については、銀を作ることよりもむしろ写真の湿板に使うことが繰り返されている(巻中、11aその他。以下、頁数は『辟邪紀実』のもの)。また誘拐にかんしては、洪秀全は男女の子どもの誘拐して夷匪に渡し、銃や火薬と交換していたともいう(巻下、15b)。さらに、「春薬と採戦〔房中〕の術はいずれも西洋から伝わった」(巻中、10b)、「蠱毒は西洋から伝わってきた」(巻中、11b)、「白蓮教は西洋から始まった」(巻中、13a)、「人を害するあらゆる妖術は、洋夷から伝わらないものはない」(巻中、13b)などの主張が目される。つまり、中国に古くから存在している怪しげな術や邪教や妖術を、すべて西洋由来のものと言いつけている。

『辟邪紀実』は全部で10編の文章からなるが、とくに煽動的な部分は、総論としての「天主邪教集説」(上巻)、さまざまな書籍からの抜き書きである「雑引」(中巻)、抜き書きと伝聞とをまじえた「案証」(下巻)に分散している。そこで、資料としては先行書籍と伝聞とにもとづいていることがわかる。しかし、そこで明示されている書籍名をいくつか調べてみても、なかなか実在が確認できず、また引用されている内容を、中国の古典籍にかんする大型データベースである「中国基本古籍庫」で検索しても該当するものがない。したがって内容自体が偽造されている可能性がある。一方の伝聞については、それぞれの項目の最後が、「湘潭の曾某、劉某が私にこのように話してくれた」というたぐいの表現で締めくくられている。ただ、ひとつ注意しておきたいのは、「これは咸豊十〔1860〕年十二月の事である」と但し書きのついた伝聞があり(巻下13a)、さらにそのあとに列挙された伝聞の最後が、「以上の15条は、みな今年聞いたもので、今年とは咸豊十一年辛酉である」となっていることである(18a)。これらもねつ造である可能性を棄てきれないが、宣教師の本格的な流入にもなって騒然としていた当時の湖南の状況を考えれば、実際にこのよううわさが飛び交っていたとしても不思議ではない。ここではひとまず、『辟邪紀実』や、また「湖南閩省公檄」は、宋代以降の殺人祭祀や采生折割をめぐる湖南の人々の古い記憶、それらと宣教師とを結びつけた『海国図志』等のたしかな書籍、そして1860年前後のうわさに依拠して整理されたものと考えておきたい。

このような『辟邪紀実』およびその簡略版である『辟邪実録』が教案関係の檔案に最初に現れるのは1863年のことであり、前述のように湖南巡撫の毛鴻賓が、この秋の省試にあたって各紳が『關邪実録』をこしらえ、これによって謠言が起っていると伝えた⁽⁸⁴⁾。『辟

『邪紀実』は自序の日付が「咸豊十一〔1861〕年辛酉五月朔日」、また跋文に「壬戌刊成」と記されており、壬戌（1862年）に刊行されたと考えてよいだろう。毛鴻賓によれば、その簡略版が1863年に出版されたことになる。檔案内につぎに現れるのが、河南の「南陽県閭邑紳商士民公呈」に引用された事例で、河南巡撫が1869年1月末に報告した⁽⁸⁵⁾。天津事件間近である。そして翌1870年6月に天津事件が発生したのち、10月になると、イギリス公使ウェードが照会文のなかで、八月上旬には『辟邪実録』が山東の登州一帯に流布し、また九月初五日の撫州での教案のさいには、同書が江西でも非常に広く流布していたと述べた⁽⁸⁶⁾。さらに11月には、山東巡撫の丁宝楨が『辟邪実録』について、「萊州府では、地方の官員がこの書物を郷約、保正などに配り、各地の郷学、耆老に行き渡らせ、みなに読ませています。平度州では、地方の官員が人を田舎へ送って、広く読み聞かせ、棲霞などの県でも同じようにしており、その他の場所でも同様です」と報告した⁽⁸⁷⁾。天津教案前後に、『辟邪実録』が広く流布していたことがうかがえる。

広まった時期にかんする史料として、さらに山東の宣教師による『辟邪実録』英訳版の序文がある。その日付は1870年8月18日であるが、『辟邪実録』自体はすでに数カ月まえに山東登州の宣教師が入手していたという⁽⁸⁸⁾。序文はさらに萊州府と平度州について丁宝楨と同様のことを指摘するほか、平度では「信者がこの本にもとづいてたえず責め立てられ、しばしば市場で、公衆の面前でそれに向き合わされる」という⁽⁸⁹⁾。またこのように、天津事件直後に『辟邪実録』に関連して挙がってくる地名は、ここでもおもに山東のものになっている。しかし一方天津では、事件のまえに曾国藩をめぐって興味深いうわさが流れていた。1868年に直隸総督に任命された曾国藩は、翌年1月に北京で皇帝に謁見したのち、3月に保定で着任する。カトリックの報告によれば、このころから直隸一帯で、曾国藩が北京に呼ばれたのは皇帝が洋人の駆逐を決意したからだという流言が広まり、読書人たちは好機到来とばかりに、教会を攻撃する掲帖を盛んに印刷して四方にばらまき、その結果、それまで教会に好意的だった官吏や耆老さえ冷淡になったという⁽⁹⁰⁾。またこの史料を引用した佐々木正哉によれば、アヘン戦争、アロー戦争の二度の敗戦による屈辱感、危機感から外国勢力を全面的に駆逐する必要が痛感され、それが明確な世論となって台頭するのは、太平天国および捻軍が完全に平定されて国内の治安が回復した1869年ごろからだという⁽⁹¹⁾。直隸省南端の大名や邯鄲でかけられたとされる「大名府拒喫咭喇公檄」や「入教明証」といった掲帖はこのときのものであろう⁽⁹²⁾。こうして1870年の直前から、各種反キリスト教文書がふたたび活発に配布されはじめていた。

さきにも触れたように、1870年の天津事件には、もうひとつ重要な要素として「子どもの誘拐」が付随していた。これについては、清の戴蓮芬『鸚鵡軒質言』のつぎの記述が

参考になる。「庚午（1870年）の春夏の変わり目に、寧波、上海から金陵、鎮江などにいたる地方で誘拐犯がもっともさかんに活動し、繁華街に出た男女の子どもがよくいなくなった。人々のあいだでは、洋人が薬で迷わせてみな眼をえぐり心臓を取り出し、薬を作るのに使うのだと騒ぎたてた。ほどなく北の天津、北京にも伝わってあらゆる所に広まり、人々は恐れとまどった」⁽⁹³⁾。これによれば誘拐のうわさが江南から天津、北京へと北上している。つまり、こうして排外的世論、反キリスト教文書の流布、誘拐のうわさなどが融合しつつあったところへ、天津では、仁愛会によるかねてからの子ども買い取りに加え、5月から6月にいたって干ばつ、川岸での遺体発見、「誘拐犯」の逮捕、誘拐犯の存在をみとめる知府の布告などが直接の契機となって、暴動へと突き進んでいったのである。

V 宣伝合戦と暴動

子どもの誘拐や眼のくりぬき、また女性信者にたいする姦淫などを告発する掲帖や伝単は、天津事件ののちも各地で繰り返され現れつつけるが、『辟邪紀実』および『辟邪実録』自体は1874年を最後に教務関係の檔案からは一旦姿を消す⁽⁹⁴⁾。これは、1870年に南北洋大臣が発禁にしたためと思われる。ところが1889年にいたってアメリカ公使のデンビー（Charles Denby）が、「以前、1870年にきわめて汚らわしい『辟邪実録』という書物を編んだものがあります。各地に広く伝わり、貴衙門によって厳しく禁ぜられ破棄されたことがあります。ここにまたこの書を印刷するものがあり、中国に広く散布されており、……また北京でもこの書が引き続き印刷され、散布されようとしているということです」と報告した⁽⁹⁵⁾。長江流域教案のわずか2年前のことである。ここに来て、謠言をめぐる状況がふたたび大きく動きだそうとしていた。

じつは長江流域でも、1889年ごろがひとつの転換点となっている。1891年の長江教案発生直後に外国領事団が北京でとりまとめた議定書が、かつて天津事件にいたる過程で大きな影響力をもった『辟邪実録』に触れたうえで、「何年かに渡って〔排外反教の〕この活動は影を潜めていたが、ここ2年のあいだに長江流域と中国のほとんどの省で、小冊子や掲帖の形をとったもっとも邪悪で忌まわしい印刷物が氾濫してきている」と述べる⁽⁹⁶⁾。さらに、長江流域教案の主要な煽動者とされる周漢（1834-1911）に触れねばならない。湖南省寧郷生まれの周漢は、1860年から軍務について太平軍や捻軍、回族などと戦ったのち、1884年に湖南に戻って長沙で善書刻印の仕事に携わるが、資金不足で1888年に中止となる。その後、1889年もしくは1890年からさまざまな反キリスト教文書を刊行しはじめ、それは43種にのぼるといふ⁽⁹⁷⁾。

それでは、長江流域教案の直前に反キリスト教文書がふたたびこのように登場しはじめたのは、なぜなのか。少なくとも湖南にかんしては、掲帖「稟天主邪教四処散發妖書懇恩速籌挽救免滋禍乱由」につぎのような興味深い記述がある。「〔外国人にたいして〕湘省の士農工商、老壯幼稚は、しばしば義憤を發し、力を合わせて駆逐し、ゆえに鬼域の輩は、これまで好き勝手をすることはありませんでした。ところが賊心は収まることなく、賊胆はしだいに大きくなり、本年以来、思いがけなくも妖書を背負って、城郷でばらまいております。……私どもは父老子弟と語らうたびに、ともに深く憤らぬものはありません。……私どもは見つけ次第わずかに開いてみて、すぐに焼き捨てるよう勧めます。そのでたらめぶりは詳しく説明のしようもありません」⁽⁹⁸⁾。「全省紳士公稟公刊」と記されたこの「稟」は、すぐつづけて『旧遺詔聖書』『新遺詔聖書』『月日星辰新解』『福音奥旨』『耶蘇洗罪経』『天主寔義』『三字天書』『天書發秘』などの書物を列挙しており、「妖書」はキリスト教の布教用小冊子を指す。このうち『旧遺詔聖書』と『新遺詔聖書』はもともとモリソンやギユツラフらが訳して、太平天国でも出版されたもの。また『天主寔〔実〕義』はマテオ・リッチの著書である。またメドハーストがバタビアで作成した小冊子のなかに『耶蘇贖罪之論』があり、『耶蘇洗罪経』とはこれを指すのかもしれない。

まず「本年以来」がいつなのかを、すこし考えてみよう。王明倫選編『反洋教書文掲帖選』はこの掲帖に1891年12月28日という長江流域教案発生後の日付をあたえているが⁽⁹⁹⁾、これはドイツ公使ブランド（Brandt、巴蘭徳）が掲帖を総理衙門に送付した日であり、掲帖自体がいつ作成されたかは不明である。これにたいして、1890年3月に日本の在漢口領事が外務次官に送った報告に、すでにおなじ「稟」が添付されている⁽¹⁰⁰⁾。さらに、ブランドが1891年12月11日に添付した掲帖「辣手文章」は、おなじく湖南で印刷されたと推定されているものだが、そこに、「たまたま秋冬のあいだに、家僕が辟邪の書や文、図像および邪教の書を持ってきた。それぞれ数十種は下らない」とあり、すぐつづけて『旧遺詔聖書』や『新遺詔聖書』等、前記とおなじ書名を列挙している⁽¹⁰¹⁾。おそらくさきの「妖書」云々と同じことを指すのだろう。漢口領事がさきの「稟」を日本へ送付したのは1890年の3月であるため、「秋冬」ということになれば、掲帖の作成者が「妖書」「邪教の書」を問題視しはじめたのは、1889年の秋冬以前の、おそらくはそれをあまり遡らない時だろう。やはり1889年前後が浮かびあがる。

「稟天主邪教四処散發妖書懇恩速籌挽救免滋禍乱由」にかんしてつぎに注目すべきは、その内容である。「本年以来」、「妖書を背負って、城郷でばらまいて」いる、つまりキリスト教文書が活発に配布されていることに憤っているが、同種の表現は、ブランドがやはりこの時期に送付した他の掲帖でも繰り返される。たとえば、「はからずも近年以来、

突如として怪しい教えが異書をばらまいており、城郷にあまねく及んでいる」⁽¹⁰²⁾、「はからずも近ごろ、ブタ〔原文は猪。天主教の「主」とほぼ同音。〕の夷狄がひそかにブタの教えの輩を使って、耶蘇のブタの精の臭くきたならしい書物を背負わせて湖南に至り、散布している。われらの書の香りを損なおうとしているのだ」⁽¹⁰³⁾、「その書はおごりたかぶり、でたらめも甚だしく、……その書を捜さなければそれでよいが、捜せば往々にして手に入り、名前はさまざまで、列挙するに耐えない。おおよそ湖南に散布されているものは、すでに百余種を下らず、わずかに開いてみれば、一字一句罪悪が天に満ち、思わず齒をくいしばり、その肉を喰らいたくなる」など⁽¹⁰⁴⁾。さらに湖南巡撫に仮託した掲帖では、『辟邪紀実』の版木を破壊するやうにとの総理衙門の命令にたいして、湖南ではすでに反キリスト教の意識がすみずみに行き渡っている状況であり、「たとえこの書やその版木を壊したところで、天猪の邪教はとうてい湖南に入ることはできません。湖南に入ることができないだけでなく、辟邪の書、文、詩歌、詞曲、図像は国内に行き渡り、また各国にもすでに広まっており、大いに邪を改めて正しきものに帰る望みがあります。……私が思いますに、もっともよいのは、各夷使に通達し、邪教の書の版木を一律に処分させ、もっぱら我が皇帝の聖訓十六条を読ませ、できることなら内外の友邦がともに何事もなく安らぎ、各国もまたながく大聖人の徳化の恵みを受けることができるようにしていただくことです」と、キリスト教文書の破壊だけでなく、逆に『聖諭』による夷狄の教化を主張するなど⁽¹⁰⁵⁾、キリスト教文書にたいする言及は数多くみられる。

以上から、1889、1890、1891年前後のこれらの掲帖は、もともとはキリスト教の布教用小冊子配布に対抗するためのものだった可能性を考えてもよいだろう。これは従来の研究でまったく問題とされてこなかった事象である。掲帖作成の具体的な動機を示す記述はほかには見当たらず、「本年以来、思いがけなくも妖書を背負って、城郷でばらまいております」に類するもののみであり、それはまた長江流域教案以前に始まっていた。掲帖のなかでもっとも大量に印刷され、その影響力の大きさから20年前の『辟邪実録』に代わるものとされる「鬼教該死」も、例外ではない⁽¹⁰⁶⁾。この掲帖が注目を浴びたのは長江流域教案直後のことであり、その出所をつきとめたロンドン伝道会の宣教師グリフィス・ジョン（Griffith John）が1891年9月の宜昌暴動以前にはなかったと報告し⁽¹⁰⁷⁾、従来の研究でもそのように理解されてきた⁽¹⁰⁸⁾。しかし、さきに紹介した1890年3月に在漢口日本領事が本国に送付した文書のなかに、「鬼教該死」もすでに含まれている。すなわち、長江流域教案以前に、キリスト教文書に対抗するかたちですでに激烈な掲帖が現れていたのである。

それではこの時期に、キリスト教の側で実際になにか特別な動きがあったのだろうか。そもそも湖南は非常に排外的な土地柄で、カトリックの場合、信者の数は1885年にいたっ

でも中国の全18省のうち甘肅、広西とならぶ少なさだった⁽¹⁰⁹⁾。のちに長沙海関の税務司代理を勤めたハリス (A. H. Harris) によれば、このような湖南で19世紀にめだった活動を展開したのは中国内地会で、1880年から1890年にかけてのことだったという⁽¹¹⁰⁾。中心となったのはドーワード (Adam Dorward) である。それまでのプロテスタント宣教師は、湖南についてはほとんど一時的に立ち寄る程度だったが、ドーワードはここに足場を固めようとした⁽¹¹¹⁾。1880年10月に始めた最初の湖南伝道旅行では、半年のあいだに小冊子や本を5300部、パンフレットを7000から8000枚、福音書を1700から1800部売り、または配布した (p. 13。以下、頁数は Broomhal, *op. cit.* のもの)。また1882年から1883年にかけての旅行では、本を7000部以上、福音書その他を1500部以上、またパンフレットを2000枚ほどさばいた (p. 29)。こうして1883年7月までには、湖南の全83の府、州、県のうち、63カ所をすでに回ったという。もちろん、このほかに小さな村々も多くふくまれる (pp. 36-37)。精力的に各地を歩き回ったことがわかる。そして1886年5月10日には、同僚のディック (Dick) が長沙に入った。ディックはその日のうちに知県によって追い出されてしまうが、長沙にはじめて足を踏み入れた外国人となった (pp. 53-54)。1887年、ドーワードはイギリスで9カ月の休暇を過ごしたのち、同年10月ごろには中国にもどって本格的な活動を再開するが、1888年10月に赤痢で死亡する (p. 67)。

このほか the National Bible Society of Scotland (蘇格蘭聖經会) のアーチボルド (John Archibald) が1880年から1896年にかけて小冊子を配布した⁽¹¹²⁾。アーチボルドは一時、the Central China Religious Tract Society (聖教書局) にも属していたが、1884年に設立され (前身は1876年) 漢口と武昌に本部を置くこの協会こそ、湖北を中心としつつ全国にキリスト教文書を配布していた組織であり、会長はグリフィス・ジョンである。その1885年度の年次報告によれば、前年度末までに (年間) 計34万7285部の印刷物を配布したという⁽¹¹³⁾。その小冊子のなかにグリフィス・ジョン『日月星真解』全26頁があり、さきに挙げた「稟天主邪教四処散发妖書懇恩速籌挽救免滋禍乱由」のいう『月日星辰新解』はこれを指す可能性が高い。ほかに同「稟」が言及する『福音奥旨』に似たものとして、『福音大旨』を刊行していた (1885年度報告書、巻末リスト)。出版物の発行部数を見ると、1886年度には42万4000部となり、武昌の科挙試験場でも配布した (1886年度報告書、pp. 3, 7)。1887年は34万9315部 (1887年度報告書、p. 5)、1888年は44万7196部だった (1888年度報告書、p. 5)。30数万から40数万のあいだを上下している。

注目すべきはそののちの1889、1890年である。この両年は一挙に100万部にのぼる印刷物を送り出し、それぞれ102万6305部と109万3200部を記録した (1889年度報告書、pp. 4, 8、1890年度報告書、p. 10)。教案が発生した1891年度はさすがに減少したが、それ

でも84万6100部である(1891年度報告書、p. 8)。そして1892年は101万0651部となってふたたび100万を超え、この時点で同協会が発行している小冊子は全100種となっていた(1892年度報告書、pp. 8, 29)。これらは湖南、湖北周辺のみで配布されたわけではないが、湖南の掲帖が強調する「妖書」の氾濫は、あながち誇張ではないだろう。時期的にもびつたりと符合する。そして、さきに取りあげた、「妖書を背負って、城郷でばらまいて」いるというのは、中国内地会のドーワードやディック、そしてthe National Bible Society of Scotlandのアーチボルドを指すとしてよいだろう。また長沙では、アーチボルドの協会で中国人冊子売りも活動していた(1889年度報告書、p. 22)。The Central China Religious Tract Societyの1891年度の報告書は、出版物を一番たくさん購入してくれるのはこの両組織だという(1891年度報告書、p. 8)。さらに反キリスト教の掲帖についてはアーチボルドが1890年1月にすでに報告していたが(1889年度報告書、p. 22)、The Central China Religious Tract Societyはつぎのように認識していた。「協会の出版物の多くを、これら掲帖が特別に言及して区別し」⁽¹¹⁴⁾、「また多くの小冊子を取りあげられ、そのなかには本協会の本の名前がいくつかある。これら湖南の刊行物〔掲帖〕が戦っている真理は、まさに小冊子が強調しているものである。かれらは、天と地は崇拜の対象ではないということや、祖先や英雄は祭られるべきではない、また神は人格的にも霊的にもひとつであるといったことを説くことに、反対している。そしてとりわけ、かれらは繰り返しかえし繰り返しかえし立ち戻ってイエスの名を攻撃するが、その名はすべての小冊子にもっともよく現れる名前である」と⁽¹¹⁵⁾。掲帖の主要な攻撃対象が自分たちの小冊子であることを自覚している。

1889、1890年になぜこのように小冊子の配布が増えたのかは不明だが、1890年度の報告書が、「ここ数年のあいだに、西部の省で小冊子にかなりの需要が起っており、この需要は、熱心な働き手がますますその地に入るようになっていくことに比例して、増大している」と述べており、注目される⁽¹¹⁶⁾。ここで西洋人による長江の遡上史を簡単に整理しておく、漢口(1861年)、蕪湖(1877年)などが開港したのち、1884年にはリトル(Archibald Little)が小型汽船で宜昌への通年運航に成功して他社もあとに続く⁽¹¹⁷⁾。そして宜昌(1887年)につづいて重慶が開港するのが1891年3月である。つまり長江流域教案の前夜には上海から重慶にいたる長江のほぼ全流域が開かれようとしていた。さらに、アヘン戦争以降のプロテスタントの活動地点を整理すると、1840、1850年代は上海、寧波、蘇州などに集中し、1860年代に漢口、九江に及び、1870年代には宜昌、常德、1880年代に重慶、そして1892年以降に成都の名前が見えるようになる⁽¹¹⁸⁾。

西洋人がしだいに長江上流へ進出するなかで、それと一体となって宣教師も長江を遡上した。この基本的状況のもとで、漢口と武昌に拠点を置くthe Central China Religious

Tract Society が、とりわけ1889、1890年に大規模な文書配布攻勢をかけ、それにたいする反発が、湖南紳士による掲帖散布だったと理解してよいだろう。長江流域教案にさきだつて、いわば宣伝合戦が始まっていたのである。

すでに研究者によって繰り返され指摘されているように、こうして大量にばらまかれた掲帖およびそこから派生したうわさが、1891年の一連の暴動の契機となっていることは疑いない。蕪湖では、中国人修道女が伝染病の親から子どもを引き離そうしたこと、武穴では天主教徒が苦力に女兒の入ったカゴをかつがせていたことなど、天津事件の場合とおなじく、掲帖の内容が「証明された」ことが暴動の直接の契機となった。そのほかの地点では、うわさを信じた群衆が教会に押しかけたこと自体が事件の発端だったと考えられる。なぜほかでもなく1891年に事件が発生したのかという点については、第1節で検討したように ter Haar の自然災害説は成り立ちがたく、その直前に広範囲に配布された掲帖という要素をやはり考慮に入れざるをえない。

ただし、それでも問題がいくつか残る。まず、湖南で作成されたと思われる掲帖を通覧すると、子ども殺しにかんする部分は、繰り返され現れるものの、じつは各掲帖のなかで占める比重はきわめて小さい。むしろ主張の重点は、中国の伝統的な価値観の擁護と、それにもとづくキリスト教批判になっている。これは、掲帖がもともとキリスト教の小冊子にたいする反発として作られはじめたと仮定すれば、当然のことだろう。しかし庶民にとっては、キリスト教の教義はもちろんのこと、「舜禹湯文武周公孔孟数千年の大徳」⁽¹¹⁹⁾などは、ほとんど関係がない。だが、子どもが誘拐されもしくは行方不明になることは、実際にしばしば起っていたと思われ、子ども殺しの問題は切実である。つまり、キリスト教にたいするさまざまな批判のなかから、庶民は、最終的には「子ども殺し」を選び出したのである。この点にかんして注目すべき掲帖が、「辟邪全図」である。これは全32種とも64種ともいわれるが、30枚近くが現存している。たとえばそのなかの「猪叫剋眼図」では、ベッドに横たわる小柄な人物から西洋人が眼をくり抜いている場面が大きく描かれ、両端に1行ずつ説明がついている。ほかに、「猪叫取胎図」、「打鬼焼書図」、「鬼拝猪精図」等々があるが、いずれも同じ構成となっており、掲帖のほぼ全面を絵が占めている⁽¹²⁰⁾。これがどのように配布されたのかは明らかでないが、長沙の場合は、その城壁がすべてこれらの絵で埋めつくされていたという⁽¹²¹⁾。文字の読めない庶民にとって、大きな影響力があったものと推測される。

つぎに、湖南が掲帖の発源地であるなら、暴動が湖南ではなく、長江下流でまず発生したのはなぜか。湖南については理由は単純なものと思われる。すでに見たように、湖南は排外的な土地柄で、宣教師は長いあいだ本格的な活動を行うことができなかった。そのた

めに、襲うに値するような目立った教会もなかったのだろう。一方、江南方面は、宣教師が早くからさかんに活動し、またうわさの標的とされやすい孤児院も数多く設置されていたと思われる。したがって問題はむしろ、うわさや騒動が湖南からどのように広域化したのか、ということになる。

これについては要因がふたつ考えられる。ひとつは、暴動の契機となったのが「子ども殺し」という、より普遍的に受け入れられやすい「謠言」だったことである。もともと教案は、教会の敷地返還問題や、地域住民のいざこざなどが原因となって発生するのが基本であり、きわめて地域性の高いものである。その場合は、そうした問題を共有しない他地域へは、容易には波及しないだろう。それにたいして子どもの誘拐や殺害は、誰にとっても切実な事柄だといってよい。

つぎに、騒動が広域化したもうひとつの要因としては、やはり長江およびその流域の水運を指摘しなければならない。蕪湖海関の「十年報告1882-91」は1891年の暴動発生時について、7万9000人の中国人住民のなかに危険分子がことのほか大量に存在しており、「内河汽船のほとんど名ばかりの運賃によって、泥棒の集団やその他の不埒な者たちがあちこちを移動し、またどこでも好きな港に集まることのできた」という⁽¹²²⁾。もともと長江やその支流、また運河による水運が発達していたところへ、さらに汽船航路が展開し、すくなくとも宜昌までは、移動がきわめて容易になっていたのである。したがって、無錫の暴動の際、暴徒は揚州や丹陽をおびやかした者と同じだったとか⁽¹²³⁾、長江上流の方言を話す見知らぬ男たちが中傷を言いふらして人々をたきつけている⁽¹²⁴⁾、南京では汽船で到着した者たちが騒ぎをあおっている⁽¹²⁵⁾、また宜昌の暴動では、男たちは湖南の船夫と兵士、四川の船夫、Kianzi や貴州から来た者たちだった⁽¹²⁶⁾、等々の証言も、まずは移動が容易だったことを物語るもので、すぐに哥老会の陰謀説に結びつける必要はない。そして、かれらの主要な目的のひとつは、騒ぎに乗じた略奪だったと考えられる。逮捕された暴徒が、「洋財を儲けようと思い、各船着き場で天主堂を騒がすことを考えていました」⁽¹²⁷⁾、「ふと、騒ぎを起こしてそれに乗じてものを奪おうと考え、……」⁽¹²⁸⁾などと供述しているのは、おそらく真実を語っているように思われる。

おわりに

もともと宋代にまで遡ることのできる子ども殺しと、眼のえぐり出し、またそのための誘拐といった習俗、もしくはうわさは、すでに明代にはキリスト教の宣教師と結びつけられはじめていた。1860年代にいたると、宣教師が本格的に長江中、上流域に進出しはじ

めたことへの反発として、「湖南闔省公檄」や『辟邪紀実』が書かれる。これは、明代の反キリスト教文書がおもに教義批判に終始していたのにたいして、煽動的な内容を多く取りこんだ点で、新たな反キリスト教文書の出現を告げるものだった。このような文書に支えられながら、各種の教案や騒動をへて、1870年の天津事件の際にはほぼ典型的な「子ども殺し」謠言が完成する。これはキリスト教のよりどころであった「勸人為善」を否定するものであり、1862年の南昌教案の際に江西巡撫の沈葆楨が、「そもそもこれはまたフランスの、教えを行って人に善をなすことを勧める初志に反するものです」と述べ⁽¹²⁹⁾、また天津事件では河南道監察御史の長潤が「フランスの伝教の説は、表では善を勧めるものの、悪いたくらみを秘め、それが風俗を破壊し人命を惨殺していることは、幼児誘拐の一事で、すでにおおよそがわかります」と述べるなど⁽¹³⁰⁾、キリスト教に反対する官吏はその点を明確に突いてきた。このような批判は長江流域教案でも繰り返される。

宋代以来のこの歴史のなかで鍵となるのは、湖北と湖南、なかでも湖南である。そして1891年には、宣教師がふたたび活動を活発化させたことを契機として、またしても湖南を発源地として広域教案が発生する。じつは、1862年刊と推定される『辟邪紀実』は、中巻「批駁邪説」のなかで楊格非『天路指明』を取りあげ、逐一、批判を試みている。楊格非とはグリフィス・ジョンであり、この書物は彼が1862年に出版したものである。すでに述べたようにジョンはのちに the Central China Religious Tract Society の会長となる。つまり、『辟邪紀実』から長江流域教案にいたる一連の過程は、すくなくとも湖南では、グリフィス・ジョンと湖南紳士との宣伝合戦がその背景にあると言ってよいだろう。

ただしそれは、どちらかといえばキリスト教の教義や中国の伝統的価値観をめぐるものであり、庶民からは一定の距離がある。ここで、少し時代を下って1900年の義和団事件を見てみよう。このときもまた子どもの眼をえぐる流言が発生していたが⁽¹³¹⁾、義和団時のもっとも重要なうわさは、義和団員は鉄砲で撃たれても死なないとか、またそのほかには紅灯照の種々のいわば超能力をめぐるものだった。しかしこうした能力は、本来は妖術に属していたはずである。明代以来、キリスト教は邪教であるという批判が重要な論点となっており、19世紀後半の子ども殺しもその延長線上にある。1900年にいたってそれが逆転した。つまり、文人たちの宣伝合戦の一方で、庶民のあいだでは西洋人との妖術合戦が展開していたといえよう。1900年以前、西洋人は宣教師という妖術師を使い、卑劣にも子ども、すなわち社会のもっとも弱い部分に攻撃をしかけてきた。それにたいして人々は怯えながらも、教案という形でときおり反撃を試みる。そして1900年には主客が反転し、庶民がみずから妖術を身につけ、総攻撃に入った。

キリスト教をめぐる各種のうわさは、民国以降、しだいに終息していったと思われる。

だが眼をえぐる謠言自体は、簡単には消えなかった。1950年代、朝鮮戦争への参戦、三反五反運動などが続くころ、中国で20世紀最大といわれる「毛人水怪」のうわさが広がった⁽¹³²⁾。政府が「毛人」を放って人の眼、心臓、乳房、睾丸などを切り取らせ、ソ連へ送って原子爆弾を作る、というものである。このとき「黨員、団員、幹部」などが標的とされたことは、宋代以来のこのうわさの歴史を考えると、じつに興味深い。また、とりわけ今世紀に入ってから、欧米ではカトリックの聖職者による男子児童への性的虐待が深刻な問題となっている。かつて『辟邪紀実』などがばらまいたキリスト教にたいする誹謗中傷は、ほんとうにすべて事実無根なのか、新たな検証が迫られているといえよう。

註

- (1) 矢沢利彦「長江流域教案の一考察」『近代中国研究』第1輯、1958年9月、および同「長江流域教案の研究」『近代中国研究』第4輯、1960年7月。
- (2) 蔡少卿「論長江教案与哥老会的關係」『中国近代会党史研究』（増訂版）中国人民大学出版社、2009年。
- (3) 楊念群「辺界的重設：從清末有関“采生折割”的反教話語看中国人空間觀念的變化」『開放時代』2001年第12期。
- (4) Barend J. ter Haar, *Telling Stories: Witchcraft and Scapegoating in Chinese History*, Brill, 2006.
- (5) Philip A. Kuhn, *Soulstealers: The Chinese Sorcery Scare of 1768*, Harvard University Press, 1990. 日本語版は谷井俊仁・谷井陽子訳『中国近世の靈魂泥棒』平凡社、1996年。Paul A. Cohen, *History in Three Keys: The Boxers as Event, Experience, and Myth*, Columbia University Press, 1997. 中国語版は杜継東訳『歴史三調：作為事件、経歴和神話的義和団』江蘇人民出版社、2000年。蘇萍『謠言与近代教案』上海遠東出版社、2001年、董叢林『晚清社会伝聞研究』人民出版社、2007年など。
- (6) 厳密には中仏条約で明確に規定され、最恵国待遇によって各国に適用された。
- (7) 「第二十九款 耶蘇基督聖教、又名天主教、原為勸人行善、凡欲人施諸己者亦如是施於人。」
- (8) 張力・劉鑑唐『中国教案史』四川省社会科学院出版社、1987年、277、278頁。
- (9) *The Anti-Foreign Riots in China in 1891*, North-China Herald, 1892. 「各地暴動ノ概況報告並各国領事集會議決居留地保護ノ件」(1891年6月12日)「長江地方暴動ノ件ノ分割1」、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B08090156400、清国長江地方ニ於テ耶蘇宗徒ニ対シ暴民蜂起一件 (外務省外交史料館)。「九江戒嚴ノ事」(1891年6月14日)、「長江筋暴動原因ニ関スル諸説」(1891年6月19日)、「謝埠及比如臯県騷鬧ノ件上申」(1891年7月3日)「長江地方暴動ノ件ノ分割2」、JACAR Ref. B08090156500、同前。ter Haar, *op. cit.*, p. 183. 前掲蘇萍『謠言与近代教案』188頁などによる。
- (10) Wuhu, Decennial Report, 1882-91、『中国旧海関史料』京華出版社、2001年、第152冊。
- (11) “The prosperity has attracted large numbers of the needy, who find employment on the shipping and cargo-boats, in carrying rice and other goods, in assisting skilled workmen, and,

generally, wherever ‘coolies’ are required. Famines and cheap steamer fares have aided the influx, and the rafts each season bring us large temporary addition of adventurous men. While many are desirable acquisitions, others have supplied, when leaders needed them, the materials for the armed opium smugglers, the band of river steamer thieves, and the rioters. A crisis was reached when on 22nd August 1888 members of one of the bands, enraged at the arrest of a comrade caught red-handed on the s. s. Pekin, attacked the second officer and quartermaster on their way ashore. Help coming to a brave defence, the ruffians were driven off. Two were afterwards beheaded, and additional troops were quartered here until order was restored, when they were gradually transferred to other places that seemed to need them more, and the bad characters returned.” Wuhu, Decennial Report, 1882-91, p. 254、前掲『中国旧海関史料』第152冊。

- (12) Ichang, Decennial Report, 1882-91、前掲『中国旧海関史料』第152冊。
- (13) 陳銀崑『清季民教衝突の量化分析：一八六〇－一八九九』台湾商務印書館、1991年、85頁。
- (14) 前掲蘇萍『謠言与近代教案』32頁。
- (15) 「如有誘汚婦女、誣取病人目睛及另犯別項罪名、即屬為非、仍應照例辦理。」〔兩江總督陸建瀛等奏報酌擬內地民人習教章程恭呈御覽片〕(1851年9月25日) 中国第一歷史檔案館・福建師範大學歷史系合編『清末教案』中華書局、1996年、第1冊133頁。
- (16) 「西洋人有在內地伝習天主教、……如有妄布邪言、關係重大、或符咒蠱惑誘汚婦女、並誑取病人目睛等情、仍各從其重者論。」薛允升『說例存疑』卷18「禮律之一 祭祀 禁止師巫邪術」。
- (17) 「著江西巡撫沈葆楨確查省城法教堂被毀由事上諭」(1862年4月25日) 前掲『清末教案』第1冊226頁。
- (18) 「不分男女、赤体共浴、無羞惡也。剖心剜目、以遺体為牛羊、餌藥采精、以兒童為螻蟻。」〔湖南閩省反洋教公檄〕前掲『清末教案』第1冊220頁。
- (19) 「該教有吸取童精者、迷騙十歲以外童男、……從教者將死之時、……其趁其人尚存氣息、即剜其目、剖去其心、為彼國偽銀之藥。」〔抄錄天主教十害公檄〕前掲『清末教案』第1冊223頁。
- (20) 「華人入教者聽之、惟不許姦誘婦女、騙病人目睛、違者仍治罪。」魏源『海國圖志』卷27「天主教考下」。
- (21) 「江西巡撫沈葆楨奏為查明省城法教堂被毀由并自請議處摺」(1862年6月8日) 前掲『清末教案』第1冊228-229頁。
- (22) 「法使哥士耆為處理湘贛教案事致奕訢照會」前掲『清末教案』第1冊257頁。
- (23) 王明倫選編『反洋教書文揭帖選』齊魯書社、1984年、288-289頁。
- (24) 「恭親王奕訢等奏為請飭江西湖南督撫妥速持平辦理教案摺」(1862年10月17日) 前掲『清末教案』第1冊252頁。
- (25) 「祇因今秋省試、各紳捏撰闢邪實錄一書、城市相傳、是以謠言迭起、指天主教為邪匪、定欲抄殺殲滅。」〔湖南巡撫毛鴻賓咨〕(1863年7月9日) 中央研究院近代史研究所編『教務教案檔』第1輯(2)、1974年、1118頁、1241。なお最後に付する「1241」は『教務教案檔』内の通し番号である。以下同じ。
- (26) 前掲王明倫選編『反洋教書文揭帖選』6頁。

- (27) 『辟邪実紀』 卷下「案証」、9a (1871年重刊、ハーバード大学蔵)。
- (28) 「法国照会」(1864年5月18日) 前掲『教務教案檔』第1輯(2) 572-573頁、639。
- (29) 「法署使伯洛内為各地官員不肯速結教案等事致奕訢照会」前掲『清末教案』第1冊551頁。
「两江総督李鴻章函」(1866年4月28日) 前掲『教務教案檔』第1輯(2) 868頁、947。
- (30) 「英国阿礼国函」(1867年4月20日) 『教務教案檔』第2輯(2)、1974年、861頁、691。
- (31) 「上海通商大臣文」(1868年9月19日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 573頁、574。
- (32) 「教士系耶蘇教匪、遇有臨死之人挖取眼睛、所蓋育嬰堂系為食小兒肉而設。」「英使阿礼国為揚州教士受擾請即查辦事致奕訢照会」(1868年10月2日) 前掲『清末教案』第1冊611、615頁。
- (33) 「現在淮南揚州鎮江寧波之百姓、处处与伝教士為難、皆因此書而起。」「署上海通商大臣曾國藩文」(1868年10月17日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 633頁、594。
- (34) 「河南巡撫李鶴年文」(1869年1月30日) 前掲『教務教案檔』第2輯(1) 547頁、552。
- (35) 「羅淑亜函」(1869年9月14日) 前掲『教務教案檔』第2輯(1) 16頁、23。
- (36) 「英国公使威妥瑪照会」(1870年3月3日) 前掲『教務教案檔』第2輯(1) 260頁、272。
- (37) 「江蘇巡撫丁日昌文」(1870年7月31日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 746頁、633。
- (38) 「英国阿礼国函」(1867年4月20日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 861頁、691。
- (39) 「上海大臣曾國藩文」(1868年9月19日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 599頁、575。
- (40) 「湖北巡撫郭柏蔭函」(1869年12月3日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 1019頁、794。
- (41) 「天津一帶自入夏以來亢旱異常、人心不定、民間謠言甚多、有謂用藥迷拐幼孩者、有謂義塚内有幼孩尸骨暴露者、有謂暴露之尸均系教堂所棄者、遂有謂天主教挖眼剖心者、紛紛謠伝、并無確拋。」「三口通商大臣崇厚奏報天津教案經過請飭直隸総督曾國藩來津查辦摺」(1870年6月23日) 前掲『清末教案』第1冊776頁。
- (42) “[A]nd these interments, connected with other rumours that children were stolen and killed for the sake of obtaining their viscera to make medicine of,” *Papers relating to the massacre of Europeans at Tien-Tsin on the 21st June, 1870* (Parliamentary Papers, China. No. 1 (1871)), Chinese Evidence as to the Massacre of June 21, 1870, p. 35.
- (43) *Ibid.*, Proclamation by the Magistrate of Tien-tsin, ordering the Apprehension of Kidnappers, p. 20.
- (44) *Ibid.*, Acting Consul Lay to Mr. Wade. Tien-tsin, June 28, 1870. pp. 32-34.
- (45) “[T]he brains, hearts, and eyes (of the victims) being extracted, and made into medicine”, *Ibid.*, Proclamation by the Magistrate of Tien-tsin, ordering the Apprehension of Kidnappers, p. 20.
- (46) *Ibid.*, Chinese Evidence as to the Massacre of June 21, 1870, p. 36.
- (47) *Ibid.*, M, Fontanier to the Count de Rochechouart. Tien-tsin, le 21 Juin, 1870, p. 20.
- (48) *Ibid.*, Acting Consul Lay to Mr. Wade. Tien-tsin, June 25, 1870, p. 29.
- (49) 「照得現在本省各府州縣、遍貼告示、概以近有匪類、迷拐孩童、剜眼割腎、轉壳上海、曉諭查拏等因。」「江蘇巡撫丁日昌文」(1870年7月31日) 前掲『教務教案檔』第2輯(2) 747頁、633。
- (50) 「採生折割人是一事、謂取生人耳目臟腑之類、而折割其肢体也。……此則殺人而為妖術以惑人。」『大清律例』(『中国珍稀法律典籍集成』丙編第1冊) 科学出版社、1994年、352頁、卷26「刑律 人命」。

- (51) 台静農「南宋人体犠牲祭」『宋史研究集』第2輯、1964年10月、沢田瑞穂「殺人祭鬼」『天理大学学報』第43輯、1964年3月、河原正博「宋代の殺人祭鬼について」『法政史学』第19号、1967年1月、宮崎市定「宋代における殺人祭鬼の習俗について」『中国学誌』第7本、1973年。
- (52) 「殺人祭祀之姦、湖北最甚、其鬼名曰稜睜神。」洪邁『夷堅志』三志壬卷4「湖北稜睜神」。皮慶生「論宋代的打擊“淫祀”与文明的推广」『清華大学学報（哲学社会科学版）』2008年第2期、44頁を参照のこと。
- (53) 「〔紹興二十一年閏四月十六日〕湖南北兩路風俗、每遇閏月之年、前期盜殺小兒、以祭淫祠、謂之採生。」徐松『宋会要輯稿』中華書局、1957年、第7冊6571頁、第166冊「刑法二」。
- (54) 「〔淳熙十二年三月〕二十五日、前發遣筠州趙謚言、湖外風俗、用人祭鬼、每以小兒婦女、生剔眼目、截取耳鼻、埋之陷穿、沃以沸湯、糜爛飢〔肌〕膚、靡所不至。蓋緣販弄生口之人、偷竊小兒婦女、販入湖之南北、貪取厚利。」同前6556頁。
- (55) 「用麻索縛住双手双脚、腦後打死、次用尖刀破開肚皮、取出心肝脾肺、腕〔剷〕出左右眼睛、斫下兩手十指、兩脚十指、用紙錢、酒物、祭賽雲霄五岳等神。」『元典章』中華書局・天津古籍出版社、2011年、第3冊1423頁、卷41「刑部三 不道」。
- (56) 「更有剷人臟腑及孕婦胞胎室女元紅之類、以供邪術之用、皆是采生折割、……又或誘拐幼童、炙其五官百骸、配藥以神医治各疑之妙、又一術也。又或藥迷孕婦於深山、取腹內胎為一切資生藥、又一術也。」『大清律例增修統纂集成』卷26「刑律人命」、注、53b、54ab。
- (57) 「〔紹興十九年〕二月丁丑、禁湖北溪洞用人祭鬼及造蠱毒。」『宋史』中華書局、1985年、第2冊569頁、卷30「本紀第三十 高宗七」。
- (58) 「〔紹興三十年十二月六日〕邕州管下官吏受賄停留販生口之人、誘略良口、売入深溪洞。……平民一入蛮洞、非惟用為奴婢、又且殺以祭鬼。」前掲『宋会要輯稿』第7冊6573頁、第166冊「刑法二」。
- (59) 「歳以上元日縦諸人採生人胆、以鬻官家、官家以銀售之、以胆調酒与家人同飲、云通身是胆、使人畏之、亦不生疵癘也。」蘇繼庠校釈『島夷志略校釈』中華書局、1981年、55頁。この記事は『明史』卷324「列伝第二百十二 外国五 占城」にも取り入れられた。
- (60) 「俗尚邪、与湖北道澧州風俗同。……一歳之間、三月内、民戸採生以祭鬼酬願、信不生災害。」前掲『島夷志略校釈』138頁。
- (61) 矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集1康熙編』平凡社、1970年、100頁。編訳者の矢沢利彦が注のなかで、この件が19世紀のうわさと関係あることをすでに指摘している。
- (62) 前掲『イエズス会士中国書簡集1康熙編』73、88頁。
- (63) 1722年の広東省からの書簡。矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集4社会編』平凡社、1973年、106、109頁。
- (64) “The Sisters of Charity have been very stupid in buying children, and so on; and the old cry has been raised that they do this for an unholy purpose.” *Papers relating to the massacre of Europeans at Tien-Tsin on the 21st June, 1870* (Parliamentary Papers, China. No. 1 (1871)), Acting Consul Lay to Mr. Wade. Tien-tsin, June 20, 1870, p. 19.
- (65) 「男女齊集堂中、閤門誦經、及暮始散、有疾病、……婦女亦俛体受治、……借殮事以剷死人睛、作鍊銀藥、生前与銀四兩、正為此也。」梁章鉅『浪跡叢談』中華書局、1981年、80頁、卷5「天主教」。
- (66) 典型的な言及としては、金額は異なるが礼部による「拿獲邪党後告示」（万曆四十四年）

- につぎの一文がある。「夷人煽惑愚民、従其教者、每人與銀三兩。」夏瑰琦編『聖朝破邪集』建道神学院、1996年、118頁。
- (67) 支強「試析清代“西洋人傳教治罪”條例的形成——以“張鐸德案件”為中心」『法政与社会』2008年第24期。
- (68) 「嘉慶十六年嚴禁西洋人傳教史料」『歴史檔案』2004年第1期。
- (69) 佐々木正哉『清末排外運動の研究』第1冊（『近代中国』第12卷）、巖南堂書店、1982年。
- (70) 「当法人之請領執照也、分遣傳教之士游行各省、將至楚。楚南長沙、湘潭一帶傳教之姦民、相與誇耀其事、以為吐氣揚眉、復見天日、楚之紳士聞而惡之、乃撰為公檄、議黜天主教。」夏燮『中西紀事』岳麓書社、1988年、260頁。
- (71) 前掲佐々木『清末排外運動の研究』131-132頁。
- (72) この「公檄」は、『中西紀事』が続いて引用する一文から見て「湖南闖省公檄」と考えられるが、研究者が1861年の作成と推定していること自体、ひとつにはこの記事に依拠している。前掲王明倫選編『反洋教書文掲帖選』6頁。
- (73) 前掲佐々木『清末排外運動の研究』2-3頁。
- (74) 前掲王明倫選編『反洋教書文掲帖選』98頁。
- (75) 「天主欲抹世、詎不能生聖人、行天道以抹之、何必自受難釘死也。」戴起鳳「天学剖疑」前掲『聖朝破邪集』255頁。
- (76) 「天主造人、当造盛德至善之人、以為人類之初祖、……何造一驕傲為惡之巫当、致子孫世世受禍。」「辟邪論上」楊光先等『不得已（附二種）』黄山書社、2000年、21頁。
- (77) 「灑之以水曰灑聖水、擦以油曰擦聖油、不為書符呪水乎。其每月房、虛、星、昴、大小瞻礼等日、俱三更聚集、天明散去、不為夜聚曉散乎。」「拿獲邪党後告示」（万曆四十四年）前掲『聖朝破邪集』117頁。
- (78) 「祖宗神主不祀、男女混雜無分、喪心乖倫莫此為甚。」徐世蔭「提刑按察司告示」（崇禎十年）同前133頁。
- (79) 「至於擦油灑水、婦女皆然、而風俗之壞極矣。」沈淮「發遣遠夷回奏疏」（万曆四十五年）同前97頁。
- (80) “Among the Chinese it is [regarded] as highly irregular and indecent to expose a woman’s breast, to touch her hands and her mouth,” George H. Dunne, *Generation of Giants: The Story of the Jesuits in China in the last Decades of the Ming Dynasty*, University of Notre Dame Press, 1962, p. 273.
- (81) 「彼夷殘甚、數掠十歲以下小兒烹食之、率一口金錢百文、惡少緣以為市、廣人咸惴惴莫必其命。」許大受「聖朝佐闢」前掲『聖朝破邪集』215頁。
- (82) 「説既謬而又佐以邪術。凡国内之死者、皆埋巴礼院内、候五十年、取其骨化火、加以妖術、製為油水、分五院收貯。有入其院者、將油抹其額、人遂痴痴然順之。今我華人不悟、而以為聖油、聖水乎。……凡呂宋土番之男女、……不論已嫁未嫁、挾其有姿色者、或罰在院内灑掃挑水、或罰在院内奉侍寮氏、則任巴礼淫之矣。」黃廷師「驅夷直言」前掲『聖朝破邪集』175-176頁。
- (83) ただし、『不得已』に収録されている「辟邪論」そのものではない。
- (84) 「湖南巡撫毛鴻賓咨」1863年7月9日『教務教案檔』第1輯(2)1118頁、1241。
- (85) 「河南巡撫李鶴年文」1869年1月30日『教務教案檔』第2輯(1)547頁、552。
- (86) 「英国公使威妥瑪照会」1870年10月18日『教務教案檔』第2輯(1)424頁、445。

- (87) 「惟萊州府一處、聞得地方官員將該書發交鄉約保正人等、令其通行各處鄉學者老等、一體閱悉、平度州一處、地方官員用人下鄉、廣為講解、棲霞等県、亦係一律照行、他處亦然。」
「山東巡撫丁宝楨文」1870年11月26日『教務教案檔』第2輯(1)434頁、453。
- (88) *Death Blow to Corrupt Doctrines: A Plain Statement of Facts*, 1870, Preface iii.
- (89) “The Christians there have been continually assailed by quotation from it, and on several occasions have been confronted with it in public discussions at the market.” *Ibid.*, Preface vi.
- (90) 佐々木正哉「同治年間教案及重慶教案資料(上)」『東洋學報』第46卷第4号、1964年3月、81頁。
- (91) 同前99-100頁。
- (92) 「英国公使威妥瑪照会」(1870年3月3日)前掲『教務教案檔』第2輯(1)260頁、272、「直隸總督曾國藩函」(1870年4月7日)前掲『教務教案檔』第2輯(1)268頁、279。
- (93) 「庚午春夏之交、自寧波上海以至金陵鎮江等處、拐匪最盛、童男女出市、往往不見、民間謠言洋人以菓迷人、皆剜眼剖心、以備鑄藥之用、既而北至天津京師、無地無之、民心惶惑。」
戴蓮芬『鸚鵡軒質言』卷4「拐匪」、筆記小説大觀正編 新興書局、1973年、5139頁。
- (94) 「法国繙訳官德微里亞面通清摺」(1874年7月27日)『教務教案檔』第3輯(2)、1975年、850、851頁、628。
- (95) 「前於一千八百七十年間、有人編著極污穢辟邪實録一書、遍伝各處、經貴衙門嚴行禁止銷燬在案、茲復有人印刷此書、在中國遍處佈散、……並聞其在北京統印此書、仍欲佈散。」
美国公使田貝函(1889年10月18日)『教務教案檔』第5輯(1)、1977年、54頁、64。
- (96) “For some years this activity has been less apparent, but during the last two years the valley of the Yang-tsze, and most of the provinces of China, have been absolutely inundated with the foulest and most infamous publications in the form of pamphlets and placards,” *Further Correspondence respecting Anti-Foreign Riots in China* (Parliamentary Papers, China. No. 1 (1892)), Extract from Protocol signed at Peking, September 9, 1891, p. 89.
- (97) 呂実強「周漢反教案(1890-1898)」『中央研究院近代史研究所集刊』第2期、1971年6月、劉泱泱「周漢反洋教案述論」『益陽師專學報(哲科版)』1985年第1期。
- (98) 「湘省士農工商、老壯幼雅〔稚〕、屢伸義憤、協力驅除、故鬼域之徒、前此猶未敢肆無忌憚、不意賊心未已、賊胆寢〔浸〕雄、本年以來、居然挑負妖書、城鄉散發、……某某等每与父老子弟接談、無不同深切齒、……某某等一見略為翻閱、立勸焚燒、其悖謬不勝詳述。」
德国公使巴蘭德函(1891年12月28日)前掲『教務教案檔』第5輯(3)1330頁、1339。
- (99) 前掲王明倫選編『反洋教書文揭帖選』188頁。
- (100) 町田実一在漢口領事より外務次官宛「貼紙一件ニ関スル照会文送致ノ件」(1890年3月29日)「長江地方暴動ノ件/分割1」JACAR Ref. B08090156400、清国長江地方ニ於テ耶蘇宗徒ニ対シ暴民蜂起一件(外務省外交史料館)。
- (101) 「適於秋冬間、各由走卒送到辟邪書文圖像、以及邪教之書、各不下數十種。」
德国公使巴蘭德函(1891年12月11日)前掲『教務教案檔』第5輯(3)1284-1285頁、1334。
- (102) 「〔湖南全省書坊刻刷商民公稟〕……不意邇年以來、忽有怪教散發異書、城鄉遍及。」
德国公使巴蘭德函(1891年12月28日)前掲『教務教案檔』第5輯(3)1325頁、1339。
- (103) 「〔湖南通省紙筆墨硯四行公議〕……不意近有猪夷暗使猪叫孫徒挑負耶蘇猪精臭穢之書來湘布散、意在敗壞我等書香。」
德国公使巴蘭德函(1891年12月28日)前掲『教務教案檔』第5輯(3)1332頁、1339。

- (104) 「〔擎天柱〕……有謂其書僭妄、悖謬絕倫、……不覓其書則已、一覓則往往得之、名目紛繁、不勝縷列、大約布散及於湖南者、已不下百余種之多、略為展閱、無一字一句不罪惡滔天、令人嚼齒齧牙、思食其肉。」「德国公使巴蘭德函」(1891年12月11日)前掲『教務教案檔』第5輯(3)1289頁、1334。
- (105) 「縱縱此書此版、天猪邪教亦豈能浸入於湖南、不特不能浸入於湖南、辟邪書文詩歌詞曲圖像風行海內、並各国亦已通行、大有改邪歸正之望、……捩本部院思之、不如照会各夷使、轉請將邪書版片一律銷燬、專誦我憲皇帝聖訓十六條、庶幾中外友邦一体相安於無事、而各国亦可永沐大聖人之化。」同前1292-1293頁。
- (106) *The Anti-Foreign Riots in China in 1891*, p. 207.
- (107) *Ibid.*, p. 186.
- (108) たとえば前掲呂実強「周漢反教案(1890-1898)」420頁。
- (109) Kenneth Scott Latourette, *A History of Christian Missions in China*, Society for Promoting Christian Knowledge, 1929, p. 321.
- (110) Marshall Broomhall ed., *The Chinese Empire: a General & Missionary Survey*, Morgan & Scott, ca. 1907, p. 181.
- (111) 以下、中国内地会の活動についてはつぎの文献による。Marshall Broomhall, *Pioneer Work in Hunan by Adam Dorward and other Missionaries of the China Inland Mission*, Morgan & Scott, ca. 1906.
- (112) Broomhall, *op. cit.*, p. 183.
- (113) *The Ninth Annual Report of the Central China Religious Tract Society 1885*, Hankow Printing Office, 1885, p. 4.
- (114) “Many of the Society’s publications were distinguished by special mention on these posters,” *Annual Report, 1890*, p. 9.
- (115) “Yet many tracts were mentioned also, and amongst these were the names of some of the Society’s books. The truths those Hunan publications combat are just those which the tracts emphasise. They object to its being taught that heaven and earth are not objects of worship, and that ancestors and heroes are not to be sacrificed to; that God is one, personal and spiritual. Particularly do they return again and again to the attack on the name of Jesus, the name which is most frequently found in all the tracts.” *Annual Report, 1891*, pp. 11-12.
- (116) “Within the past few years, there has sprung up in the Western Provinces a considerable demand for tracts, and this demand grows proportionately, as the ground becomes more closely occupied by earnest workers.” *Annual Report, 1890*, p. 5.
- (117) G. C. Allen and Audrey G. Donnithorne, *Western Enterprise in Far Eastern Economic Development: China and Japan*, George Allen & Unwin Ltd, 1954, p. 129.
- (118) つぎの本にもとづいて整理した。R. G. Tiedemann, *Reference Guide to Christian Missionary Societies in China: From the Sixteenth to the Twentieth Century*, M. E. Sharpe, 2009.
- (119) 「德国公使巴蘭德函」(1891年12月11日)前掲『教務教案檔』第5輯(3)1290頁、1334。
- (120) Paul A. Cohen, *China and Christianity: The Missionary Movement and the Growth of Chinese Antiforeignism 1860-1870*, Harvard University Press, 1963, pp. 140-141.
- (121) *The Anti-Foreign Riots in China in 1891*, p. 209. これはグリフィス・ジョンの書簡である。

- (122) “[T]he almost nominal river steamer fares enabled bands of thieves and other bad characters to move from place to place and concentrate at any port they liked.” Wuhu, Decennial Report, 1882–91, p. 257, 前掲『中国旧海関史料』第152冊。
- (123) *Correspondence respecting Anti-Foreign Riots in China* (Parliamentary Papers, China. No. 3 (1891)), Acting Consul-General Mowat to Sir J. Walsham, June 10, 1891, p. 25.
- (124) *The Anti-Foreign Riots in China in 1891*, p. 38.
- (125) *Ibid.*, p. 26.
- (126) *Further Correspondence respecting Anti-Foreign Riots in China*, Mr. Sowerby to Consul Everard, September 7, 1891, p. 61.
- (127) 「南洋大臣劉坤一文」(1891年10月28日) 前掲『教務教案檔』第5輯(2) 736頁、993。
- (128) 「湖広総督張之洞文」(1891年10月31日) 前掲『教務教案檔』第5輯(2) 1113頁、1203。
- (129) 「抑亦非法国行教勸人為善之初意。」「江西巡撫沈葆楨奏為查明省城法国教堂被毀衅由并自請議處摺」(1862年6月8日) 前掲『清末教案』第1冊230頁。
- (130) 「法国有伝教之説、陽為勸善、包蔵禍心、其敗壞風俗、慘殺人命、即迷拐幼孩一端、已可概見。」「御史長潤奏為請飭曾國藩及総署交涉撤去和約中伝教條款摺」(1870年7月21日) 前掲『清末教案』第1冊807頁。
- (131) Cohen, *op. cit.*, pp. 164–167. 前掲杜継東訳『歴史三調』139–140頁。
- (132) 李若建『虚実之間：20世紀50年代中国大陸謠言研究』社会科学文献出版社、2011年、13頁。